

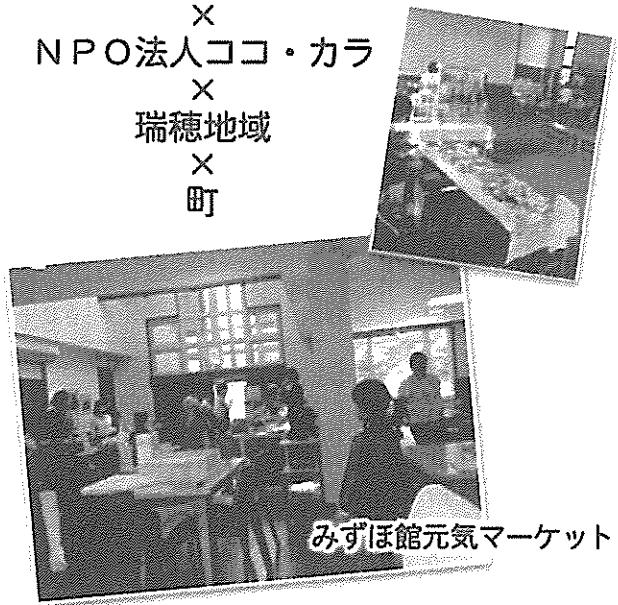
平成 29 年度 第 2 回安平町町民自治推進委員会

議 案

町・町教委 × S L 保存協力会



いやし会
×
NPO法人ココ・カラ
×
瑞穂地域
×
町



日 時 平成 30 年 2 月 15 日 (木) 午後 6 時 30 分～

場 所 安平町役場 早来庁舎 2 階 第 1 会議室

1 開 会

2 委員長挨拶 安平町町民自治推進委員会 委員長 竹内 亨

3 議 事

(1) 町民参画推進条例に基づく町民参画手続の実施状況について

対象期間：平成29年4月1日～平成29年12月31日

(2) 安平町まちづくり基本条例「第4章 協働と連携協力」の調査審議について

◇ 前段整理（前回までのおさらい）

◇ 事例発表「苫小牧市民自治推進会議における市と町内会との協働の取組について」

苫小牧市総合政策部政策推進室市民自治推進課 課長 中村圭吾 氏
同 主査 吉田竹志 氏

◇ 調査審議（前回意見を基に意見交換しながら問題究明する）

4 その他の

(1) 次回会議について（4月～役場機構改革に伴い未定）

5 閉 会

■ 町民参画手続の実施状況(平成29年度実績)

対象期間：平成29年4月1日～平成29年12月31日

(7)条例第6条第2項等の理由により町民参画を実施しなかつたもの

No.	名称及び担当課 概要	第6条第1項の該当・判断日	実施しなかった理由(条例第3条第2項)
1	安平町子どもたちのための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例の一部を改正するもの。 【教育委員会事務局】	国が定める保育料単価の改定に伴う 利用者負担額を定める条例を改正す るもの。(額の改正) 5号該当(住民生活影響) 判断日平成29年5月25日	第2項第5号(金銭徴収)に該当のため実施しない。
2	安平町税条例の一部改正(29.9 議会提案分) 【税務課】	地方税法及び航空機燃料課与税法 の一部を改正する法律等の改正に伴 う、「控除対象配偶者」の定義変更な ど 3号該当(特利・義務) 判断日平成29年9月12日	第2項第5号(金銭徴収)に該当のため実施しない。 施行期日:平成31年1月1日(一部31.10.1)
	安平町公民館条例の一部改正 【教育委員会事務局】	安平公民館の増築改修整備に伴う、 公民館各室の名称と使用料の一部を 改正するもの。 3号該当(特利・義務) 判断日平成29年11月20日	第2項第5号(金銭徴収)に該当のため実施しない。(今回の改正では、使用の許可 要件に係る改正ではなく、使用料のみを定めるもの。)なお、教育委員会及び公民館運 営審議会には、通常の手続きとして意見を求めている。

平成29年8月1日開催 町民自治推進委員会でいただいた意見等一覧

No.	委員意見	担当課の考え方(回答)
1	【地域サポート制度関係】 職員と地域住民が互いに顔が見えることが大事であり、良い取り組み。	担当職員が地域と行政とのパイプ役として、今後も地域との調整を図るコーディネーター機能や課題解決に向けたサポート機能を充実できるよう努めています。【まちづくり推進課】
2	【地域サポート制度関係】 農村部では会員数も少なく、役員不足も顕著である。側面的なサポートではなく、しっかりと地域の中に入ってサポートをしてほしい。	各自治会・町内会の自発的で主体的な活動に対して支援することを制度の目的としており、役員そのものを担うのではなく、役員をサポートし、地域と行政との連絡調整や協働活動を実施することとしていますので、その旨ご理解いただければと思います。【まちづくり推進課】
3	【地域サポート制度関係】 地域サポート制度がどういった内容のサポートをしてくれるのか委員本人もわからないし、知られていないのでは。大まかなところから、具体的ところまで説明がもう少しほしい。事例などがあればわかりやすい。	地域と行政とのパイプ役として、コーディネーター機能とサポート機能を有していますが、地域からの要望や課題に対し、役場所管部署との連絡調整や、所管部署が明確ではない場合の町長・副町長への報告などを担当し、迅速な解決に向けた活動を行っています。 例)街灯設置の要望など 【まちづくり推進課】
4	【地域サポート制度関係】 自治会連合会においても地域サポート制度を導入できないか。	役場の地域サポート制度は各自治会・町内会を想定しており、自治会連合会として要望や課題がある場合については、基本的には事務局である社会福祉協議会を通していただくことになりますが、サポート制度の導入によって具体的に期待する役割があるようでしたら、社会福祉協議会とも協議したいと考えます。【まちづくり推進課】
5	【自主防災組織関係】 自主防災組織をつくれというが、役員数・会員数が少なく会計業務や事務などの負担が重いというのが正直な話。	自主防災組織は、地域の住民が防災活動を実施するために自主的に結成する組織です。町としても結成を呼びかけているのは、阪神・淡路大震災の際に9割以上の人人が自力や家族、友人・隣人、通行人等に救助されたことを教訓に、大きな災害が発生したときは、地域の助け合いが人命救助に大きな役割をはたすと考えているからです。 自主防災組織のタイプは幾つかありますが、いずれにしても自治会・町内会単位で結成していただくことになります。役員・会員数が少なく負担が重いというご意見もありますが、世帯減少や高齢化が進んでいる地域ほど、むしろ組織を結成していただくことが必要だと考えていますので、地域の特性に応じた組織づくりをお手伝いしたいと考えています。【総務課】
6	【自主防災組織関係】 防災の組織を作れという話があるが、実際、災害があったときのサポートとか、職員がどのように動くとかの具体的な情報をもう少し開示してほしい。	災害発生時に役場職員は、安平町地域防災計画に従い、災害対策本部の各所管において各種業務を掌ることになりますが、災害の規模が大きければ大きいほど、その機能発揮に時間を要することが予想されます。また、国や道、各種協定等に基づく支援を受ける体制になるまでにも時間を要します。それまでの間、地域で助け合い生き残る事が自主防災組織結成の究極の目的であると思います。【総務課】

7	<p>【自主防災組織関係】</p> <p>前回の地震のときに、職員は緊急的に集まつたようだが、我々はどこに連絡して誰に言えばいいのかわからない。我々も1ヶ月前に農協でも防災組織を作ろうとしたが、必ずしも地元に住んでない職員もいる。結局、地元に誰がいて、誰に連絡をするというのをいち早くやるためにきちっとした連絡体制を確立して欲しい。どうも防災組織を作れ、金をあげますよというわりには、作った後の次の一手が全然見えてこない。遠浅地区では、自衛隊にお願いしながら宿泊型の防災訓練をやるなど良い事例があるのだから、上手に町はリードして欲しい。</p>	<p>地震の際、役場職員も被害情報等の収集にあたりましたが、このような時ほど、自主防災組織の連絡網を活用し、安否確認等をしていただけると助かります。その情報は、総務課情報グループに一元化したいと考えております。</p> <p>自主防災組織を作った後の次の一手が全然見えてこないと言うご意見の中で、遠浅地区の例が挙げられておりましたが、これは、遠浅地区防災キャンプと称し、遠浅小学校運営協議会が主催し、遠浅自治会自主防災組織と一緒に実施したものであり、役場担当としてもこれに協力し、自衛隊や気象台、警察等にも参加していただいたものです。その他にも避難訓練や防災学習、防災備品の整備、地域の見守り活動等に取り組んでいる組織は多数あります。</p> <p>上手に町はリードして欲しいとのご意見ですが、まさにそのとおりであり、今後、自主防災組織の連絡会(仮称)等、情報交換(共有)の場を設け、自主防災訓練の実施や自主防災組織の相互連携に繋げて行きたいと考えております。【総務課】</p>
8	<p>【まちづくり事業支援交付金関係】</p> <p>自治会役員などは知っているが、役員以外や若い世代はあまり制度を知らないというのが正直なところ。一部の人しか支援制度を知らないということもあり、チグハグ感を感じる。</p>	
9	<p>【まちづくり事業支援交付金関係】</p> <p>まちづくり事業支援交付金というのは初めて知った。こんな事業があるのだったら、もっと自分で考えて自分で動く町民が出てくるのでは。交付金制度のPRを何回もやったらどうか。(あひらチャンネルの普及も含めて全体的にPR不足の印象。)</p>	<p>毎年4月から5月にかけて申請案件を募集しており、その時期に合わせて町広報紙で周知していますが、広報紙による周知の回数を増やし、制度内容の告知と申請案件の募集をそれぞれ別の月の広報紙で周知するなど、支援制度のPRを強化し、より多くの方に交付金を利用していただけるように努めたいと考えます。【まちづくり推進課】</p>
その他意見	<p>【地域の交流について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会町内会単位でみても、近所づきあい程度。ただ、自治会町内会では、サロンやお茶会などの取り組みを行っているところもある。 ・一人暮らしのお年寄りをサポートする活動が自治会内でも行われているが、そういったところに光を当てるというようなことも考えていかなきやならない。 ・地域間（追分、安平、早来、遠浅）という視点での交流については、事業を行っても人が集まらないといいうのが正直な感想。ただ、同じ目的や趣味（パークゴルフやサークルなど）を通じた地域間、町内での交流は行われており、そういった交流であれば人も集まるし、互いに顔を合わせる回数を重ねることで徐々に顔見知りになってくるものだと思う。 <p>【その他全般】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域によっては、分譲地への転入や牧場関係もあり若い世代が多い地区もあり、若い世代と年配者との間に距離感が生まれている感じもある。 ・議会の前に町民の方から地域的な話題や声を拾って、議会での話題にして欲しい。 ・役員も集まらない、人も集まらないとお感じになられているずっと町民の方もいらっしゃるようだが、以前札幌に住んでいたので札幌と比較すると、この町にきて自治会活動というの人はも比較的集まるし、やりやすいなという印象。せっかくなので、そのコミュニティを活かして何かやれないかと思う。 ・市街化区域・市街化調整区域について、追分地区・早来地区で旧町の区域を引き継いでいるが、合併したのだから、そこも合わせていくべき。（線引きがある地域、ない地域を統一できないのかという指摘。） ・自治会、町内会、農事組合といろいろあるが、現在は大きな違いはないはずなので、町民自治を目指すならどこの地域も「自治会」に統一しては。 	

苫小牧市民自治推進会議における市と町内会との協働の取組について

1 町内会との協働を議論することになった背景

- ・苫小牧市自治基本条例の見直しにおける提言書
- ・苫小牧市行政改革プラン

2 市民自治推進会議における議論の主な内容

- ・町内会の現状、課題及び解決策等
- ・今後の取組

3 市と町内会との協働に関する検討報告書（平成 28 年 3 月）の提出

4 町内会加入促進モデル地区への支援

- ・主な取組内容
- ・取組の効果と課題

5 町内会加入促進のモデル地区への支援 結果報告書（平成 29 年 3 月）の提出

【参考資料】

- ・市と町内会との協働に関する検討報告書
- ・モデル町内会への支援結果報告書

○苫小牧市自治基本条例（平成18年条例第39号）

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 まちづくりの基本原則

第1節 基本原則（第3条）

第2節 基本原則に基づく制度等（第4条—第7条）

第3章 市民（第8条・第9条）

第4章 議会（第10条—第12条）

第5章 市長等（第13条—第15条）

第6章 市政運営の原則（第16条—第27条）

第7章 条例の位置付け（第28条・第29条）

第8章 苫小牧市民自治推進会議（第30条）

附則

私たちのまち苫小牧市は、樽前山や野鳥の聖域としての指定を受けたウトナイ湖などに象徴される豊かな自然のもと、製紙工場の立地や国内初の内陸据込港の建設等を契機として、北海道における産業の拠点として発展を遂げてきた。

また、人間環境都市を理想の都市像と定め、郷土の発展を願う先人たちの英知とたゆみない努力によりまちづくりが進められてきた。

私たちは、このまちの歴史と伝統を継承し、豊かな自然を守り、産業の拠点としての基盤を発展させるとともに、文化の薫り高く潤いがあり、すべての市民が生き生きと活気にあふれ心豊かに暮らせるまちを築かなければならない。

私たちは、市民が主体となって、自ら考え、行動し、決定することによりまちづくりを行っていくという市民自治の考え方を基本として、個人の尊厳と基本的人権が尊重される地域社会を創造する取組を通じ、市民であることが誇りに思えるまちを築くことをまちづくりの理念として定める。

私たちは、この理念にのっとり、市民自治によるまちづくりを推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、まちづくりの基本原則を定め、市民及び市の責務等を明らかにするとともに、市政運営の原則等を定めることにより、市民自治によるまちづくりの推進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 市内に住所を有する者、市内で働き、又は学ぶ者及び市内で活動する法人その他の団体をいう。

(2) 市 議会及び市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）をいう。

第2章 まちづくりの基本原則

第1節 基本原則

第3条 市民及び市は、まちづくりの理念にのっとり、次に掲げる原則に基づき、市民自治によるま

ちづくりを推進するものとする。

- (1) 情報共有の原則 市民及び市がまちづくりに関する情報を共有すること。
- (2) 市民参加の原則 市民の参加の下に市政運営が行われること。
- (3) 協働の原則 市民及び市がそれぞれの役割及び責任に応じ、対等な関係で協力すること。

第2節 基本原則に基づく制度等

(情報提供及び情報公開)

第4条 市は、まちづくりに関する情報の市民との共有の推進を図るため、適時に、かつ、適切な方法により、分かりやすく、まちづくりに関する情報を市民に提供する措置を講じるとともに、別に条例で定めるところにより、市民の請求により市が保有する情報を開示する制度を設けるものとする。

(市民参加)

第5条 市は、市政運営への市民の参加（以下「市民参加」という。）を推進するため、別に条例で定めるところにより、市民参加に関する制度を設けるものとする。この場合において、当該条例には、次の事項を定めるものとする。

- (1) 市民参加の方法及びその適切な選択並びに市民参加の実施の周知に関する事項
- (2) 審議会等に原則として公募による委員を加えることに関する事項
- (3) 市民がまちづくりに関する政策を提案するための仕組みに関する事項
- (4) その他市民参加に関し必要な事項

(住民投票)

第6条 市は、市政の重要な課題に関する市民の意思を直接確認するため、別に条例で定めるところにより、住民投票を行うことができる。

2 市は、前項の住民投票の結果を尊重するものとする。

(協働の推進)

第7条 市は、市民と協働してまちづくりにおける課題の解決を図るために必要な措置を講じよう努めるものとする。この場合において、市は、市民の自主的かつ自立的な活動を尊重しなければならない。

第3章 市民

(市民の権利)

第8条 市民は、政策の立案、実施及び評価の過程に参加する権利を有する。

2 市民は、市の保有する情報について知る権利を有する。

3 市民は、前2項の権利を行使し、又は行使しないことを理由に不利益な取扱いを受けない。

(市民の義務)

第9条 市民は、まちづくりの主体としての役割を自覚し、市民相互の自主性及び自立性を尊重するとともに、自ら又は協働して市民自治によるまちづくりの推進に努めるものとする。

2 市民は、市民参加又は協働において、自らの発言及び行動に責任を持つとともに、将来の世代に配慮するよう努めるものとする。

第4章 議会

(議会の役割)

第10条 議会は、市民の代表者である議員により構成された議事機関として、市の重要な意思決定を行うとともに、市長等による事務の執行を監視し、及び政策を立案する権限を有する。

(議会の運営)

- 第11条 議会は、討議を充実させることにより、その役割を果たすものとする。
- 2 議会は、議会の会期、議案の内容、審議の経過その他の議会の活動に関する情報を市民に分かりやすく提供するものとする。
- 3 議会は、必要に応じ、公聴会の開催その他市民の意見をその活動に反映させるために必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- 4 議会は、議会運営を効果的に行うため、議会事務局の機能の充実に努めるものとする。

(議員の責務)

- 第12条 議員は、市民の信託に応えるため、その職務を誠実に果たさなければならない。
- 2 議員は、議会の機能が十分発揮されるようにするため、市政に関する調査研究に努めるものとする。

第5章 市長等

(市長の責務)

- 第13条 市長は、市の代表者として市民の信託に応えるため、市政運営を総合的かつ効率的に行うとともに、その公正の確保と透明性の向上を図らなければならない。
- 2 市長は、市政運営に関する各年度及び中長期の方針並びに当該方針に基づく政策、財源等について明らかにしなければならない。
- 3 市長は、常に簡素で効率的な組織の運営に努めなければならない。

(執行機関の責務)

- 第14条 執行機関（市長を除く。）は、その権限に基づき、自らの判断と責任においてその職務を誠実に管理し、及び執行しなければならない。

(職員の責務)

- 第15条 職員は、市民の視点に立って、誠実、公正かつ効率的にその職務を遂行しなければならない。
- 2 職員は、まちづくりの課題に適切に対応する能力の向上に努めなければならない。

第6章 市政運営の原則

(説明責任)

- 第16条 市は、市民に対し、市政運営に関する内容及び経過を分かりやすく説明する責任を有する。

(総合計画)

- 第17条 市長は、市政を総合的かつ計画的に運営するため、基本構想を定めるとともに、その実現を図るための基本的な計画及び実施に関する計画を定めるものとする。
- 2 市長等は、総合計画（前項に規定する基本構想、基本的な計画及び実施に関する計画をいう。以下同じ。）以外の計画の策定及び実施に当たっては、総合計画との整合性を確保するよう努めるものとする。
- 3 市長等は、総合計画その他の計画の策定に当たっては行政評価の評価基準となることを考慮するとともに、その実施に当たっては進行状況を適切に把握し、定期的に当該計画の内容について検討するものとする。

(健全な財政運営)

- 第18条 市長は、すべての会計を通じた財政運営の状況を分析するとともに、財政運営に関する計

画を定めることにより、財政の健全な運営に努めなければならない。

- 2 市長は、予算の編成に当たっては、総合計画との整合性を確保するとともに、行政評価の結果を反映させるよう努めなければならない。
- 3 市長は、予算及び決算の内容並びに財政運営の状況を市民に分かりやすく公表しなければならない。
- 4 市長は、必要に応じて専門家による財政診断又は外部監査契約（地方自治法第252条の27第1項に規定する外部監査契約をいう。）による監査を行うものとする。

（出資法人等）

第19条 市長等は、市が出資し、若しくはその運営のための補助をし、又は職員を派遣している法人その他の団体（以下「出資法人等」という。）に関し、市からの出資、補助及び職員の派遣の状況等を定期的に公表するものとする。

- 2 市長等は、出資法人等に対する出資、補助及び職員の派遣の目的、効果及び必要性について定期的に調査及び検討を行い、その結果を公表するものとする。

（政策法務）

第20条 市は、まちづくりに関する政策を実現するため、必要に応じて条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の制定及び改廃を行うとともに、法令等の自主的かつ適正な解釈及び運用に努めるものとする。

（職員の任用及び育成）

第21条 市は、まちづくりの課題に適切に対応できる職員を公正かつ適正な手続により任用するものとする。

- 2 市は、適材適所の職員配置を行うとともに職員研修の充実に努めることにより、職員の政策形成能力、法務能力その他のまちづくりに必要な能力の向上を図るものとする。

（行政手続）

第22条 市長等は、条例等に基づく処分、行政指導及び届出に関する手続並びに規則等を定める手続に関して共通する事項を定めることにより、行政手続における公正の確保と透明性の向上を図らなければならない。

- 2 前項に規定する手続に関して共通する事項は、別に条例で定める。

（行政評価）

第23条 市長等は、効果的かつ効率的な市政運営を図るため、市の政策等について適切な評価基準に基づく行政評価を実施し、その結果を政策等に反映させるよう努めるとともに、行政評価に関する情報を分かりやすく市民に公表するものとする。

- 2 市長等は、市民、専門家等による外部評価の仕組みを整備するよう努めるものとする。

（個人情報の保護）

第24条 市は、市民の個人情報の保護を図るため、別に条例で定めるところにより、市が保有する個人情報の開示等を請求する権利を保障するとともに、個人情報の収集、利用その他の取扱いを適正に行うものとする。

（意見、要望等への対応）

第25条 市は、市政運営に関する市民からの意見、提案、要望、苦情等に対し、速やかに調査、検討その他の必要な措置を講じ、誠実に対応しなければならない。

（危機管理）

第26条 市長等は、災害等の緊急時に備え、市民の生命、身体及び財産の安全性の確保及び向上並びに総合的かつ機能的な危機管理の体制の整備に努めなければならない。

2 市長等は、危機管理の体制を強化するため、市民の危機管理に対する意識を醸成し、並びに市民、関係団体等との連携及び協力を図るよう努めるものとする。

(他の市町村等との連携協力)

第27条 市は、共通する課題の解決を図るため、他の市町村と相互に連携を図りながら協力するものとする。

2 市は、政策を実施するため必要があるときは、国及び北海道との役割分担を踏まえ、国及び北海道に対して適切な措置を講じるよう提案するとともに、相互に連携を図りながら協力するものとする。

第7章 条例の位置付け

(条例の位置付け)

第28条 市は、条例等の制定及び改廃、法令等の解釈及び運用その他市政運営に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重して行わなければならない。

2 市は、この条例の趣旨に基づき、各分野における基本条例等を制定し、及びこれらの条例と他の条例等とを体系的に整備するよう努めなければならない。

(条例の見直し)

第29条 市は、この条例の施行の日から起算して4年を超えない期間ごとに、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

第8章 苫小牧市民自治推進会議

第30条 市長の附属機関として、苫小牧市民自治推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議は、市長の諮問に応じ、この条例の運用の状況及び市民自治によるまちづくりに関する基本的事項について調査審議するほか、市民自治によるまちづくりの推進に関し市長に意見を述べることができる。

3 推進会議は、委員10人以内をもって組織する。

4 委員は、市民及び学識経験者のうちから市長が委嘱する。

5 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

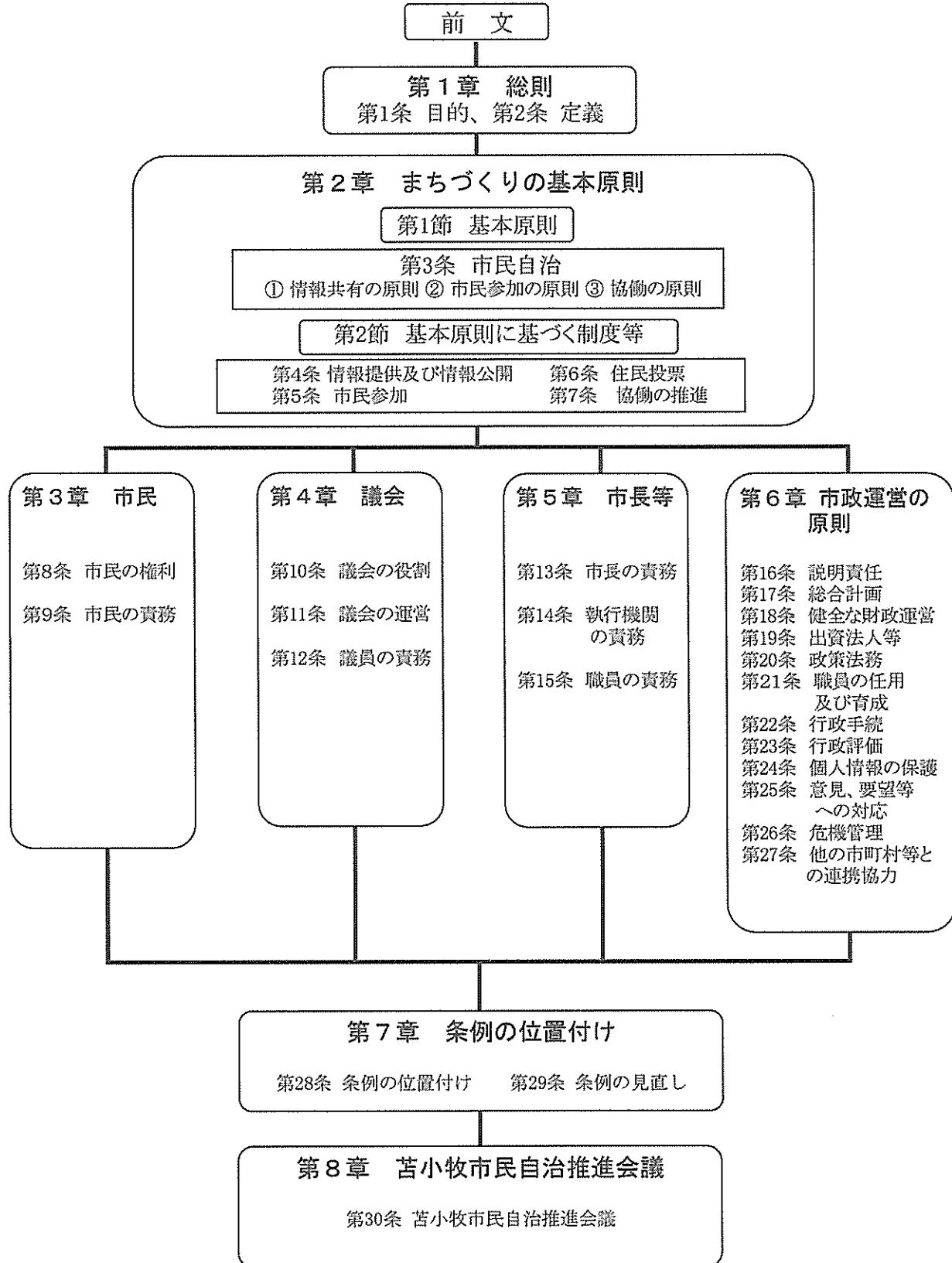
2 苫小牧市特別職の職員の給与に関する条例（昭和29年条例第9号）の一部を次のように改正する。

(次のように略)

附 則（平成23年9月28日条例第15号改正）

この条例は、公布の日から施行する。

苫小牧市自治基本条例の構成図



市と町内会との協働に 関する検討報告書

平成28年3月31日

苫小牧市民自治推進会議

目次

はじめに～市と町内会との協働について～	1
1 市民自治推進会議における議論	
(1) 本市における町内会の現状	2
(2) 町内会の抱えている課題と解決策	3
(3) 町内会事例研究	
ア 柏木町町内会について	5
イ 日新町町内会について	7
2 市民自治推進会議における今後の取組について	9

【参考資料】

1 町内会（自治会）アンケート調査の結果と分析	資 - 1
2 職員研修会及び市民向けセミナーの開催結果	
(1) 職員研修会「市民との協働のまちづくり」開催結果	資 - 1 3
(2) 苫小牧市協働のまちづくりセミナー開催結果	資 - 1 6

はじめに～市と町内会との協働について～

苫小牧市民自治推進会議では、市民自治のまちづくりを推進するため、市と町内会との協働について議論を行っています。近年、市民ニーズの多様化・複雑化など地域の課題が複雑化しており、行政だけでは、解決できない課題が増えてきています。そのため、多様な担い手と協働のまちづくりに取り組むことが、必要であると考えています。

協働の担い手については、町内会、PTA、小中学校、地域包括支援センター、民生委員、ボランティア団体、NPO、会社法人など、様々な団体がありますが、その中でも、町内会が地域における自治の基幹組織として果たしてきた役割は極めて大きく、東日本大震災以降、町内会を始めとする地域における組織の活性化がますます重要となっており、町内会との協働についても重要であると考えています。

本検討報告書は、平成27年度において「市と町内会との協働について」をテーマとして、苫小牧市民自治推進会議で行ってきた議論の内容をまとめたものです。これまで議論してきた内容を明らかにし、公表することで、市と町内会との協働が更に進展していくことを期待しております。

平成28年3月31日
苫小牧市民自治推進会議
会長 谷岡 裕司

1 市民自治推進会議における議論

(1) 本市における町内会の現状

【概要】

現在、苫小牧市には86の町内会があり、そのうち活動を停止している町内会が2町内会あります。また、全地域の中で1地域が未組織となっています。加入世帯については、平成27年4月現在で、53,589世帯が加入しており、加入率は61.73%となっています。

全国的な傾向として、町内会の加入率が減少していますが、本市においても同様に減少傾向にあります。町内会活動としては、住民交流、防犯、防災、青少年育成、文化福祉、環境、体育などが行われています。最近では、東日本大震災の影響などから防災意識が高まっており、62の町内会で自主防災組織を結成しています。また、市の広報紙の配布活動は、従来、町内会の活動の一つになっていましたが、町内会の高齢化や負担増といったことから、活動を廃止する町内会が増えています。

本市における町内会加入率の推移

平成27年4月1日現在

年度	住民基本台帳世帯数	対前年増加世帯数	対前年増加率	町内会加入世帯数	対前年増加世帯数	対前年増加率	町内会加入率
18	77,584	1,332	1.75%	57,031	▲ 917	-1.58%	73.51%
19	78,759	1,175	1.51%	56,920	▲ 111	-0.19%	72.27%
20	79,876	1,117	1.42%	56,143	▲ 777	-1.37%	70.29%
21	80,893	1,017	1.27%	55,889	▲ 254	-0.45%	69.09%
22	81,929	1,036	1.28%	55,280	▲ 609	-1.09%	67.47%
23	82,847	918	1.12%	55,106	▲ 174	-0.31%	66.52%
24	83,984	1,137	1.37%	54,833	▲ 273	-0.50%	65.29%
25	84,942	958	1.14%	54,573	▲ 260	-0.47%	64.25%
26	85,912	970	1.14%	53,910	▲ 663	-1.21%	62.75%
27	86,805	893	1.04%	53,589	▲ 321	-0.60%	61.73%

【財政】

町内会の財政については、光熱水費の値上げや、消費税の増税、町内会加入率低下による会費の減少などが大きな影響を与えています。市からの財政的支援として、使途が定められている補助金や、町内会活動に対して助成する住民組織活動助成金といったものがありますが、町内会の裁量といった面からも補助金や助成金の在り方については課題となっています。

【環境】

町内会を取り巻く環境の変化については、住民の町内会活動に対する認識の希薄化ということが、様々な場面で言われています。要因の一つに生活様式の変化ということが挙げられますが、特に雇用形態等の変化により、60歳を過ぎても現役で働く必要があるため、なかなか町内会活動に参加できないといったこともあります。また、昔から言われている「向こう三軒両隣」といった近所付き合いが難しくなっており、住民同士のコミュニケーションが希薄化してきている現状があります。

一方で「地域の絆」というものの重要性が、見直されているということも現実としてあります。自主的に防災・防犯活動を行うことや、生活困窮者への支援、母子・父子家庭への支援、高齢者への支援といったことを地域ぐるみで行う必要性を感じ、独自に活動している町内会もあります。

【今後】

このような現状の中、多くの町内会で課題となっているものに町内会役員の「高齢化」、「担い手不足」があり、町内会では強い危機感を持っています。解決策として若年層を取り込むということが必要だと認識はしているものの、若年層の取り込みに苦慮しているといった現状があります。また、他にも様々な課題を町内会では抱えていますが、直面している課題を解決するためには、地域の住民、町内会、市が課題を共有することから始め、それぞれの役割を理解し、協働していくことが必要です。

(2) 町内会の抱えている課題と解決策

【課題と原因】

市民自治推進会議では、町内会の現状やニーズを把握し、議論をする上での参考とするため、平成27年6月18日から平成27年7月3日までの間に各町内会にアンケート調査を実施し、73町内会から回答を得ました。

アンケート集計結果（p. 資-8）から、多くの町内会で共通している大きな課題として「役員の高齢化」や「担い手不足」があることを確認しました。高齢化によって町内会活動を行っていくことが困難になっていることや、担い手不足により役員一人ひとりの負担が増えることで、役員の担い手を確保することが更に難しくなっています。課題の解決には、若年層を町内会に取り込む必要があると多くの町内会で認識していますが、若年層の取り込みに苦労しているといった現状があります。

町内会の加入率が減少している中、持家の戸建世帯の加入率は90パーセント台を維持しています。一方でアパート世帯の未加入率が増加しており、特にアパートに入居している若年層の単身者は、ほとんど加入しないという意見がありました。若年層が町内会へ加入しない理由としては「町内会が何をやっているか分からない。」、「町内会に入らなくても困らない。」といった意見や、オートロック式のアパートが増えてきたため、加入案内をすることが困難になっているといった現状があることが分かりました。よく

分からぬものに加入することへの抵抗感であるとか、加入するメリットがないということが、加入を妨げている原因になっているとの意見が多く出されました。

本市における一戸建・アパート町内会加入率		平成 27 年 4 月 1 日現在		
	加入	未加入	合計	加入率
一戸建	39,811 世帯	3,632 世帯	43,443 世帯	91.64%
アパート	11,648 世帯	23,933 世帯	35,581 世帯	32.74%

加入しないその他の要因としては、昔は「町内会に加入することが当たり前」という時代でしたが、現在は「町内会に加入してもしなくても自由」というように考え方が変わってきてることや、共稼ぎの若い世帯が増えているため、時間的な余裕がなく町内会に参加しようという気持ちにならないのではないかという意見が出されました。また、子供の頃から町内会に親しんでいないと町内会活動に興味が湧かないのではないかという意見もありましたが、町内会に関わったとしても町内会に興味を持つかどうかは、別の問題だと思うとの意見も出されました。

その他の課題としては、町内会役員は、町内会の現状に強い危機感を持っていましたが、町内会と関わりの少ない職員については、本市の町内会が大変な窮状にあるとは思っていないため、町内会活動に自ら労力を提供しようという意識が低いとの意見もありました。

【解決策】

課題の解決策についての議論では、まず、若年層の加入を促進する方法として情報発信の工夫が挙げられました。町内会活動については、チラシや会報による周知が主な情報発信の手段となっており、若年層にはあまり見てもらえないという現状があるのではないかとの意見が出されました。ホームページやフェイスブックなど時代に沿った情報発信をしている町内会は、ほとんどなく、若年層に対して効果的にアピールできていないとの意見が出されました。そのため、若年層へ向けては、チラシにQRコードを載せたり、ホームページやフェイスブックといったITを活用することが有効であるとの意見や、町内会活動を広報とまごまいだけではなく、新聞などのメディアに取り上げてもらうとよいのではないかとの意見も出ました。

情報発信の工夫とともに必要なのが情報発信の強化ということで、町内会活動をしっかりと可視化させることや、町内会の役員ごとの仕事をしっかりと明示するといった情報発信のコンテンツが非常に重要であるとの意見がありました。

一方で、町内会活動の可視化が、町内会の加入促進に繋がるかどうかには疑問があり、世代ごとの町内会加入のメリットをしっかりと情報発信していくことが必要ではないかとの意見も出されました。

町内会からは、市や町内会連合会が他町内会の情報をリスト化して情報提供してほしいとの意見や、各町内会の総務部長や会計担当などのように部門ごとに担当者が集まる機会を設けてほしいなどの意見があつたため、町内会ポータルサイトを作成し、情報共

有の体制を整備するとよいのではないかとの意見が出されました。情報共有の体制が整備されることで、他町内会のよい取組や成功事例を知ることができ、町内会運営がしやすくなることが期待されます。

情報以外の解決策としては、町内会活動を行う動機付けが大事であり、金銭的な対価よりも表彰等のようなソフト面の報酬、例えば町内会のよい取組を表彰したり、町内会活動を頑張った人を表彰するなど、本人の貢献欲求に訴えるということが有効との意見が出されました。また、市職員においても動機付けが必要であり、地域活動に貢献することで何らかのポイントを付与するというアイデアが出されました。

意識という点では、町内会に対する知識や認識といった教育の必要性が挙げられました。コミュニティの必要性や、町内会のことを正しく理解してもらうことが、将来的な加入に繋がっていくものと考えられ、「町内会がなくなれば困る。」、「町内会にお世話になっていることがある。」といった意識付けが非常に重要との意見が出されました。また、市職員の意識改革も必要だが、市民にも意識改革が必要で、本当の意味でお互いが対等の関係になっていくことが必要との意見もありました。

他にも、町内会単独で、運営を継続していくことが難しくなってきていたため、地域の企業や団体などに協力してもらうといった意見も多く出されました。企業にとっても地域に貢献でき、企業のPRになったり、社員のコミュニケーションを取れるといったことからも、積極的に声を掛けていけば、協力してくれると思うとの意見や、市の職員が単独で町内会に関わっていくのではなく、チームとして関わっていく体制の整備、町内会のユニフォームを着て活動をアピールしたり、全ての人に関係のある防災をテーマとするなどのテーマ選びの工夫、子供に町内会をテーマとした自由研究を行ってもらうといった仕掛けづくりがいいのではないかとのアイデアも出されました。

（3）町内会事例研究

ア 柏木町町内会について

【体制】

柏木町町内会には、福祉部、青少年対策部、女性部、体育部、交通安全部、文化社会部、防災部、総務部の9部があり、ボランティア精神の強い役員が各部において、町内会のため熱心に行事を実施している。毎月1回、副部長、副区長も含めた役員会を行っており、その他に4役会を開催するなどしっかりと行事の確認を行っている。また、会員も事業数も多いため、各部長は部会を開き、副部長との連携に努めており、概ね順調に町内会活動は行われている。

会長、副会长の報酬はないが、部長と区長には年間5,000円、班長と会計副部長は毎月の集金、集計など忙しいということで1,000円のギフト券を渡している。

【活動内容】

会員に対しては、月1回、「つたえ～る」という名称の広報紙を回覧し、行事の周知を行っている。平成26年度には、広報つたえ～るが北海道町内会連合会で行っている町内会・自治会広報コンクールの単位町内会部門で、佳作を受賞している。

市の広報紙や町内会配布物は、3年くらい前までは班長にやってもらっていたが、非常に負担が重いということで、町内の新聞販売店に委託し、班長の負担を軽減するといったこともしている。

柏木町町内会では、町内老人クラブ、安全安心パトロール隊、豊陵公園フラー倶楽部、ごみステーションパトロール隊、糸井地区商業会、あおぞら幼稚園、泉野小学校、啓明中学校、グループホーム柏木、泉野イーグルス少年野球チームなど様々な団体と連携している。

他町内会との連携については、交通安全の旗の波運動と防犯パトロールがある。交通安全の旗の波運動については、数年前から交通安全部どうしで年に2回ほど会合を持っており、その中で「今度、一緒にやってみないか。」という話が出たことがきっかけとなり一緒にやった。今後も継続していきたいと考えている。

防犯パトロールについては、野球チーム、消防団、PTA、関連団体を集めて大規模に行っている町内会があり、その町内会から「柏木町町内会の防災部も来てくれないか。」との声掛けがあり数年前から行っている。

【課題】

最近の町内会の状況としては、高校生が青少年対策部に入ってくれた。高校生役員は、珍しいためテレビや新聞で盛んに報道されたが、若い人が入ると活気が出てきたように感じている。仕事をしている人に町内会の役員をやってもらうことは時間的に大変とは思っているが、若い役員が増えてほしいと考えている。

子供の行事について、他町内会の子供が参加したり、町内会に未加入世帯の子供が参

柏木町内会会報 つたえ～る

平成27年 10月 1日 柏木町内会会報
会長 鈴谷 四次郎
総務部担当 NO.49
会報 FAX 73-2634
平成27年6月末の人口・世帯
柏木町 4546人 / 2186世帯
はまなす町 503人 / 239世帯

10月3日(土)『防災訓練』を行います

午前10時 柏木町内会館にて
「柏木町内会館と避難の講習会です」
もし、柏前山が噴火したら。どうしたらしいのか?火山灰から体や車、家をどう守るのか?避難はどこに?みんなで学びましょう。
なお、8時からは、役員の電話連絡訓練も実施します。

10月16日(金)午後6時50分

柏木町5丁目公園に集合
当日は柏木町4丁目と5丁目を巡回パトロールします。地区の方、ご協力ください。「戸締りヨージン!!」「火のヨージン!!!」

10月7日に『まちかどミーティング』

柏木地区の「まちかどミーティング」は10月7日(木)午後6時30分から川治町総合福祉会館で行われます。地域要望のほか、健康新づくりやごみ問題などについて市長と意見交換いたします。どうぞ、ご参加ください。

使用料や改修問題などを協議

これまでの課題を協議する各検討会の設置が9月の役員会で決まりました。「施設」と「会館建設」、「委員会問題」の後検討会です。「施設」では、町内会館の使用料や使用制限、町内会設立30周年記念行事などが、「会館建設」では、改修の時期や規模、資金繰りなどが、また「委員会問題」では、支給対象者の範囲などが、それぞれ話し合われる予定です。

10月の町内会行事

3日(土) 10時	防災訓練	町内会館
7日(水) 10時	ふれあいサロン	町内会館
11日(日) 18時半	まちかどミーティング	川治町
9日(金) 18時半	総務検討会	町内会館
11日(日) 午前中	とまこまいマラソン整備	
13日(火) 19時	町内会役員会	町内会館
16日(金) 19時	防犯パトロール	5丁目公園
25日(日) 8時	町内大掃除	町内一円
28日(水) 10時	ふまネット	町内会館

犬の粪は持ち帰ろう!!

~飼い主の責任です~
散歩中のペットの粪は放題せず持ち帰って、「燃やせるごみ」へ出して下さい。

8月末の町内会会計報告

・8月収入 309,807円	・8月支出 830,489円
・現金余剰額高 6,457,004円	
・会館建設基金	31,280,518円

加することがあるが、将来的なことを考えれば、子供の参加については、制限する必要はないと考えている。

昔は、町内会館で葬儀をやることが多かったので、葬儀の手伝いがよくあったが、今は、葬儀屋に頼んで葬儀を行うということが一般的になってきて、町内会館で行う葬儀は、だんだんと減ってきていたといった状況がある。

未加入者対策では、加入案内のチラシを配布したり、役員が訪問して勧誘をしているが、近所の人からの声掛けが一番効果がある。また、転入者への呼びかけは、まず、班長が行うことになっているが、何かと負担になっている。区長のフォローが必要と考えているが、アパートについては、転出入が多いことから、ほとんど勧誘しない区長もいるので、改めて対応の統一が必要と考えている。

町内会活動に企業の協力を得たいとは思っているが、そもそも企業の数が少なく、企業側の人手不足といった状況もあるため、町内会活動への協力はお願いしていない。

市や町内会連合会への要望としては、町内会館運営や会計、事業、悩みなどを報告する実務的な交流会の開催や、各町内会の実態レポートを定期的にまとめて配布してほしい。また、ごみ分別作業や防災訓練、出前講座などで直接、市職員と話し合うと分かりやすいし、その後も連絡しやすいということがあるので、町内会役員と市職員が話し合う機会を増やしてほしい。

イ　日新町町内会について

【フィールドサポーター活動内容】

日新町町内会の社会部でフィールドサポーターという活動を展開している。町内会役員の高齢化や担い手の不足に少しでも歯止めをかける準備を今から進めていく必要があると考え、町内会行事をサポートしていくことを目的としている。活動内容は、主にお祭りや盆踊りの後方支援で、力仕事などのきつい仕事も率先してやってくれている。また、役員という位置付けではないが、町内会活動に参画しているという意識で活動してもらっている。

町内会で最大の行事となっている「日新まつり」は、役員の高齢化と共に、運営が大変になってきていることもあり、若手を投入することで高齢の役員をサポートしていくという考えが、組織化のきっかけとなった。平成25年度の町内会の総会でフィールドサポーターの事業が正式に承認され、年間2万円の予算により、活動を開始した。当初、フィールドサポーターは10人からスタートし、現在は男女6人ずつで12人になっており、20代から40代の働き盛りの若い世代に担ってもらっている。フィールドサポーターの立上げでは、まずは、町内会の役割や良さをしっかりと理解してもらうため、楽しみながら活動してもらうということを考えた。

フィールドサポーターの活動をしていく上で必要となった費用は、フィールドサポーターのTシャツ代だけで、ミーティングの場所については町内会館やサポーターの家を利用し、お金がかからないように工夫している。今後はTシャツも安いものを買って自分たちで作っていこうという流れもあり、ゆくゆくは年間2万円の予算がなくても活動

できる方法を模索している。活動時間は、休日を利用しているが、職場の休み時間を利用してくれるフィールドサポーターもいる。活動中に怪我をした場合は、町内会活動保険が適用される。

担い手不足を解消するには、役員の負担軽減を先に進めていく必要があると考えている。フィールドサポーターの皆さんには町内会にお世話になっているという意識を作つていただく機会を提供しながらも、楽しく活動することで、町内会に入っていく上での壁となっている義務感や負担感といったものをなくし、フィールドサポーターどうし良い関係を築くことができている。

町内にある高齢者施設の職員にもフィールドサポーターのオファーをした。介護職場は、勤務状態も不規則なため難しい部分もあったが、職員の若手で集団ができ、施設の中で話を広げていただいた経過もある。

フィールドサポーターの活動で工夫したところは、フェイスブックやメール、ラインを積極的に活用し、情報がサポーター全ての人にきちんと行き渡るようにした。また、意識付けをすることが、非常に大事だと考えており、フィールドサポーターのTシャツを作成した。

このTシャツのおかげで、フィールドサポーターとして「一生懸命このまちを盛り上げていくんだ。」という自覚を持ってもらうことができた。また、飲みミニケーションを大事にすることでの、自由に意見を言える環境を作ってきた。イベント時の昼食は、サポーターにお弁当を配るのではなく、全員が一緒に食事をすることで仲間意識を高めるといったこともしてきた。



【課題】

今後の課題としては、役員の高齢化対策として、フィールドサポーターから町内会役員への昇格について模索していかなければならないと考えている。役員になってもらうまでには、相当な時間がかかるものと思っているが、長く活動を続けてもらえた場合には、役員になってもらいたい。まずは、このフィールドサポーターの活動をしっかりと根付かせていくたいと思っている。来年からは、町内会の全戸にサポーターの案内チラシを配布し、役員をサポートできる体制を確固たるものにしていきたいと考えている。

2 市民自治推進会議における今後の取組について

これまで市民自治推進会議では、町内会へのアンケート調査結果や町内会活動の事例研究、職員研修会及び市民向けセミナーの開催結果を基に市と町内会との協働について議論してきました。その中で、多くの町内会が抱えている課題に町内会役員の高齢化と担い手不足があり、解決策の一つとして、若年層の取り込みが挙げられました。そのため、若年層へ町内会の加入を働きかける取組として、町内会加入促進のモデル地区への支援を行っていく予定です。

町内会加入促進のモデル地区への支援について

平成28年度（次年度）における市民自治推進会議の取組として、若年層へ町内会の加入を働きかけるため、モデル地区に対する支援を行います。支援を希望する町内会を募集し、応募のあった町内会から1町内会を選定し、支援します。

モデル地区に対しては、以下の支援策を予定しており、取組の結果について検証を行う予定です。

具体的な支援策（予定）

○ 町内会のフェイスブックの開設及び情報更新の支援

町内会のフェイスブックの開設を支援し、町内会活動の情報発信を行います。また、開設後の情報更新など、フォローアップを行います。

○ QRコードを印刷した加入促進チラシの作成支援

主に若者の未加入者対策としてQRコードを入れた加入促進チラシの作成支援を行います。

○ 加入促進チラシの配布及び未加入者に対する訪問支援

市職員と町内会役員で、未加入者に対して加入促進チラシを配布し、町内会加入率の向上を図ります。

★ 町内会役員の業務の見える化

役員就任への負担・抵抗感の解消につなげるため、役職ごとの業務内容及び業務量を明らかにするための取組を進めます。

【参考資料】

- 町内会（自治会）アンケート調査の結果と分析
- 職員研修会及び市民向けセミナーの開催結果

1 町内会（自治会）アンケート調査の結果と分析

調査対象	84町内会
調査期間	平成27年6月18日～平成27年7月3日
回収数	73町内会（回収率86.9%）

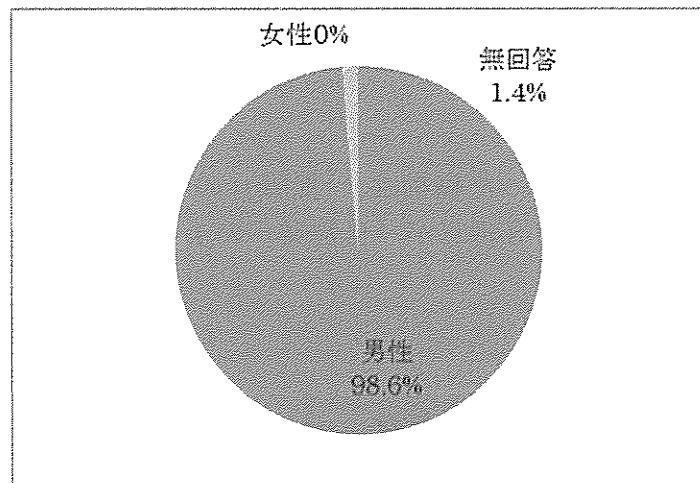
（1）町内会（自治会）会長（代表者）について

【問1】会長について

（1）性別

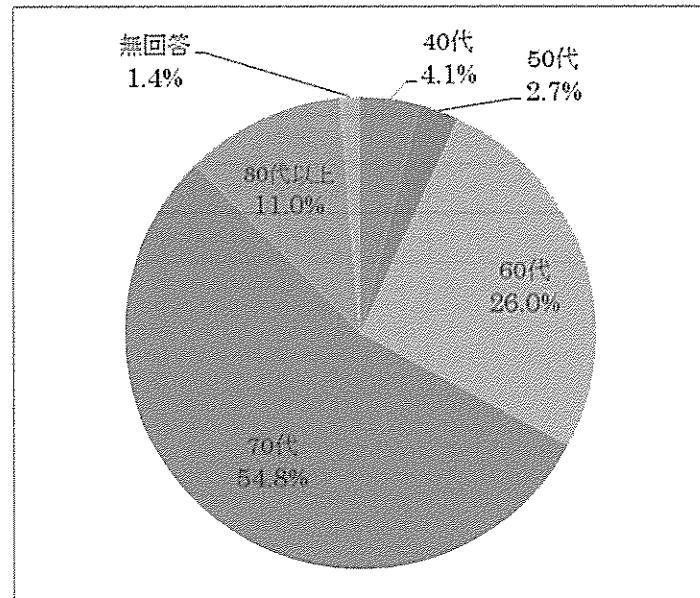
性別	集計	割合
男性	72	98.6%
女性	0	0.0%
無回答	1	1.4%
総計	73	100.0%

回答のあった町内会は全て男性が町内会長を行っています。



（2）年齢

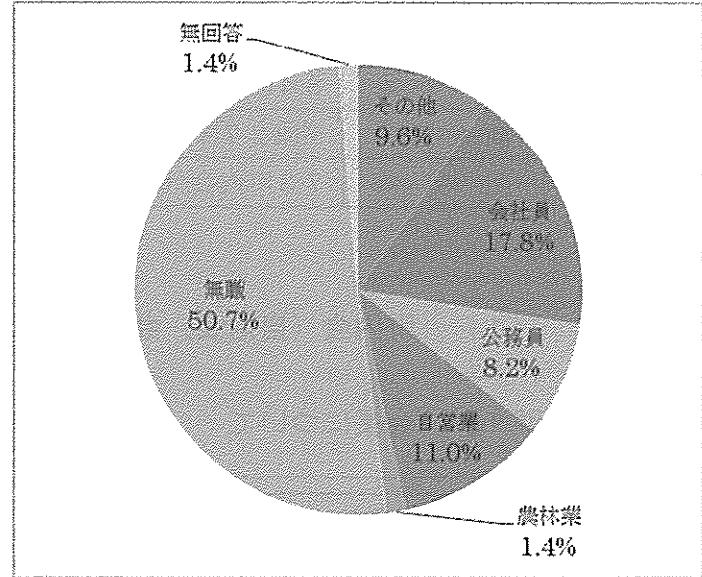
年齢	集計	割合
40代	3	4.1%
50代	2	2.7%
60代	19	26.0%
70代	40	54.8%
80代以上	8	11.0%
無回答	1	1.4%
総計	73	100.0%



一番多かった年代は、「70代」の54.8パーセント、2番目が「60代」の26.0パーセント、3番目が「80以上」の11.0パーセントとなっています。

(3) 職業

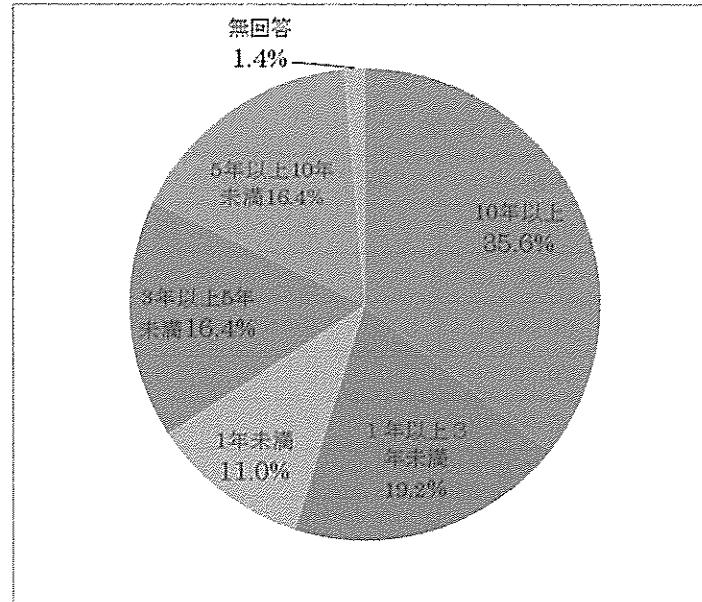
職業	集計	割合
その他	7	9.6%
会社員	13	17.8%
公務員	6	8.2%
自営業	8	11.0%
農林業	1	1.4%
無職	37	50.7%
無回答	1	1.4%
総計	73	100.0%



一番多かった職業は、「無職」の50.7パーセント、2番目が「会社員」17.8パーセント、3番目が「自営業」の11.0パーセントとなっています。

(4) 会長の在職年数

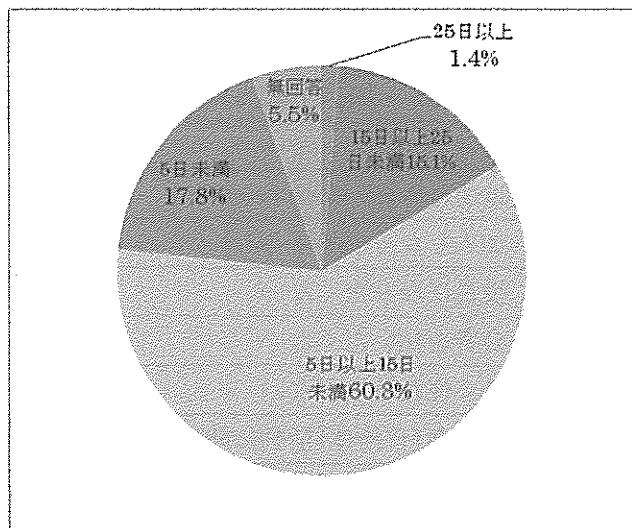
在職年数	集計	割合
10年以上	26	35.6%
1年以上3年未満	14	19.2%
1年未満	8	11.0%
3年以上5年未満	12	16.4%
5年以上10年未満	12	16.4%
無回答	1	1.4%
総計	73	100.0%



一番多かった在職年数は、「10年以上」の35.6パーセント、2番目が「1年以上3年未満」の19.2パーセント、3番目が「3年以上5年未満」と「5年以上10年未満」でともに16.4パーセントと同じ割合になっています。

(5) 1か月あたりの町内会活動日数

活動日数	集計	割合
25日以上	1	1.4%
15日以上25日未満	11	15.1%
5日以上15日未満	44	60.3%
5日未満	13	17.8%
無回答	4	5.5%
総計	73	100.0%

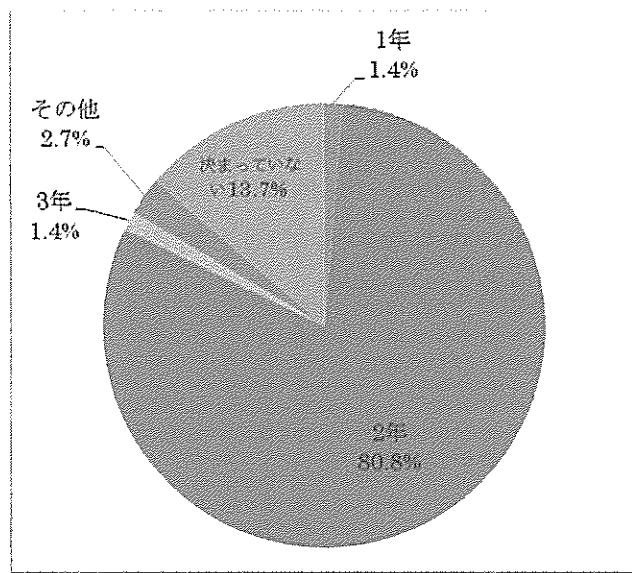


一番多かった活動日数は、「5日以上15日未満」の60.3パーセント、2番目が「5日未満」の17.8パーセント、3番目が「15日以上25日未満」の15.1パーセントとなっています。

【問2】 会長の任期

会長任期	集計	割合
1年	1	1.4%
2年	59	80.8%
3年	1	1.4%
その他	2	2.7%
決まっていない	10	13.7%
総計	73	100.0%

一番多かった任期は、「2年任期」の80.8パーセント、2番目が「任期は決まっていない」の13.7パーセントとなっています。



【町内会長についての分析】

町内会長の年齢ですが、70歳以上の占める割合が65パーセントを超えていていることから、町内会長は、地域のまとめ役であったり、リーダーとしての役割もあることから、人生経験が豊富な方が就任しているものと考えられます。また、町内会活動が夜間だけではなく日中にも行われることがあることから、仕事との両立が難しいということも、このような年齢構成になっている要因の一つと考えられます。

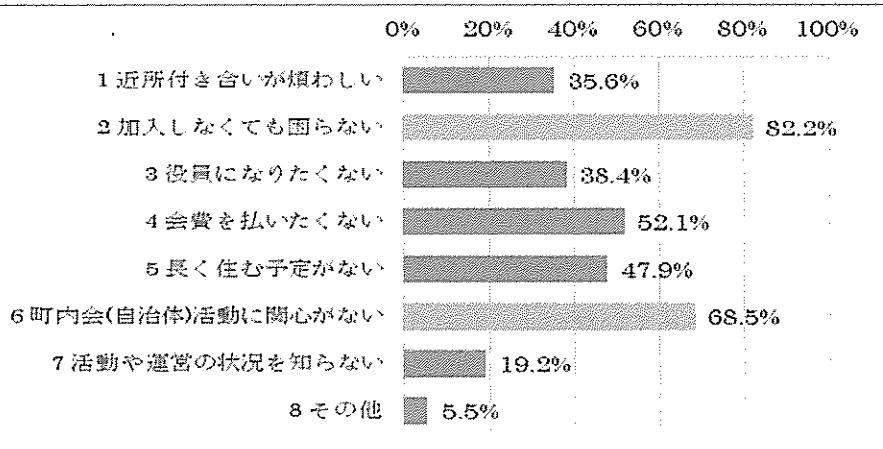
町内会長の任期を2年としている町内会の割合は、80パーセントを超えていますが、会長の在職年数を見ると10年以上が約35パーセントとなっていることから、任期が終了しても再任されている場合が多く、会長の担い手が少なくなっているものと考えられます。

(2) 町内会（自治会）の運営について

【問3】 加入しない理由はなんだと思いますか（複数回答可）

項目	集計	割合
1 近所付き合いが煩わしい	26	35.6%
2 加入しなくても困らない	60	82.2%
3 役員になりたくない	28	38.4%
4 会費を払いたくない	38	52.1%
5 長く住む予定がない	35	47.9%
6 町内会（自治体）活動に関心がない	50	68.5%
7 活動や運営の状況を知らない	14	19.2%
8 その他	4	5.5%
回答町内会数	73	

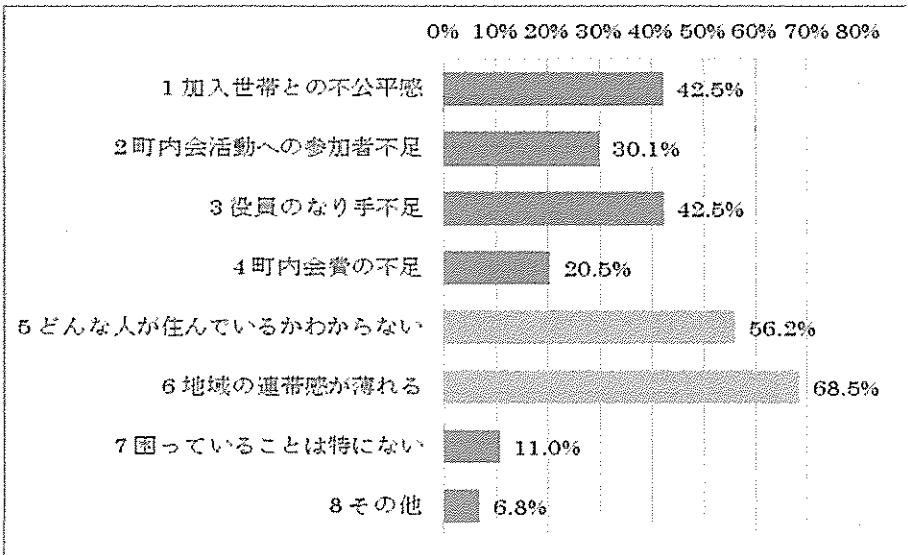
一番多かった理由は、「加入しなくても困らない。」で60町内会、2番目が「町内会（自治会）活動に関心がない。」で50町内会、3番目が「会費を払いたくない。」の38町内会となっています。



【問4】 未加入世帯について困っていること（複数回答可）

項目	集計	割合
1 加入世帯との不公平感	31	42.5%
2 町内会活動への参加者不足	22	30.1%
3 役員のなり手不足	31	42.5%
4 町内会費の不足	15	20.5%
5 どんな人が住んでいるかわからない	41	56.2%
6 地域の連帯感が薄れる	50	68.5%
7 困っていることは特にない	8	11.0%
8 その他	5	6.8%
回答町内会数	73	

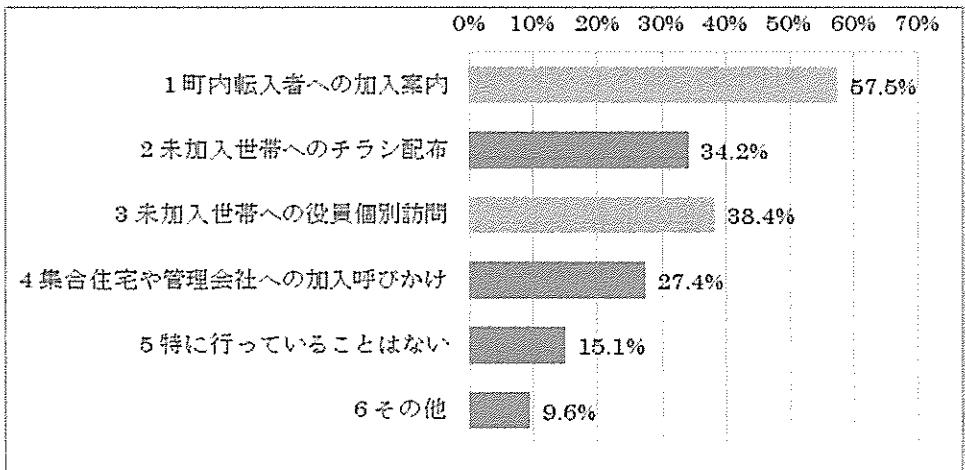
一番多かった理由は、「地域の連帯が薄れる。」で 50 町内会、2 番目が「どんな人が住んでいるか把握できない。」で 41 町内会、3 番目が「加入世帯との不公平感が生じる。」と「役員のなり手が不足する。」でともに 31 町内会と同じ割合になっています。



【問5】 加入促進のために行っていること（複数回答可）

項目	集計	割合
1 町内転入者への加入案内	42	57.5%
2 未加入世帯へのチラシ配布	25	34.2%
3 未加入世帯への役員個別訪問	28	38.4%
4 集合住宅や管理会社への加入呼びかけ	20	27.4%
5 特に行っていることはない	11	15.1%
6 その他	7	9.6%
回答町内会数	73	

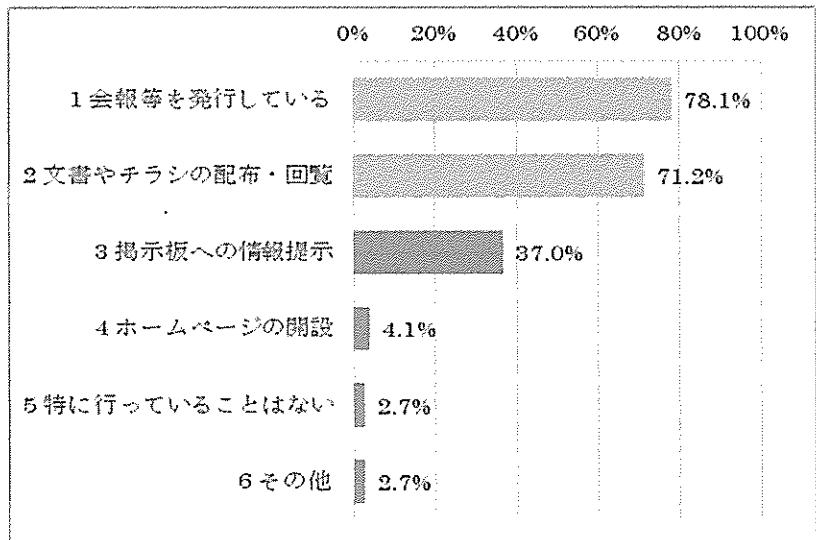
一番多かった回答は、「町内転入者に加入案内をしている。」で 42 町内会、2 番目が「未加入世帯に役員が個別訪問している。」で 28 町内会、3 番目が「未加入世帯にチラシを配布している。」で 25 町内会となっています。



【問6】 運営や活動の住民への周知方法（複数回答可）

項目	集計	割合
1 会報等を発行している	57	78.1%
2 文書やチラシの配布・回覧	52	71.2%
3 掲示板への情報提示	27	37.0%
4 ホームページの開設	3	4.1%
5 特に行っていることはない	2	2.7%
6 その他	2	2.7%
回答町内会数	73	

一番多かった回答は、「会報等を発行している。」で57町内会、2番目が「文書やチラシを作成し、配布・回覧している。」で52町内会、3番目が「掲示板に情報を提示している。」で27町内会となっています。



【町内会の運営についての分析】

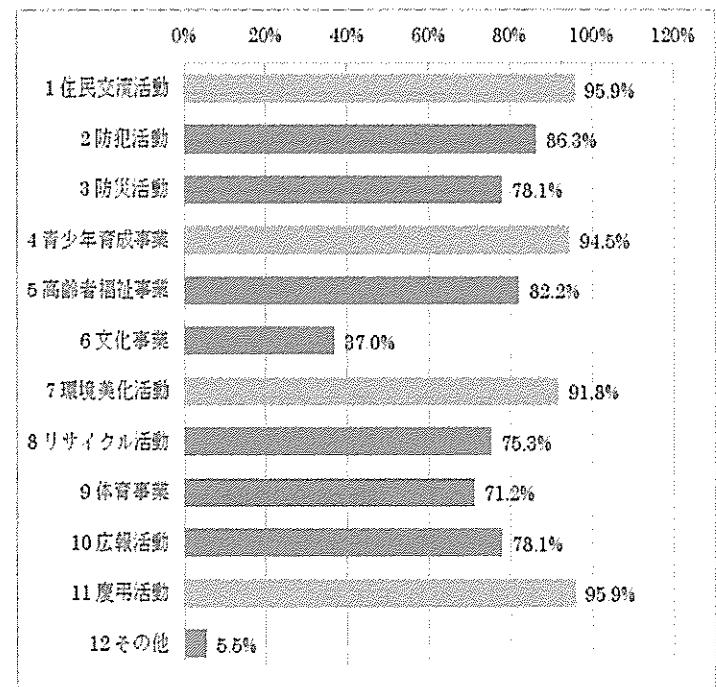
町内会に加入しない理由では、「加入しなくても困らない。」や「町内会活動に関心がない。」との回答が多かったことから、住民は町内会にメリットや魅力がないと思っていると町内会自身が感じていることが分かります。

加入促進の取組として、「町内転入者への加入案内」は多くの町内会で行われており、加入促進のために重要な取組であると考えられます。住民への周知活動ですが、現在、インターネット環境が普及し、ホームページなどによる情報提供は広く行われていますが、町内会では会報やチラシなどの紙媒体による周知が多く、ホームページの開設が3町内会に留まっていることから、町内会を運営する役員の高齢化などが影響しているものと考えられます。

(3) 町内会（自治会）の運営について

【問7】 町内会単独で行っている活動・事業（複数回答可）

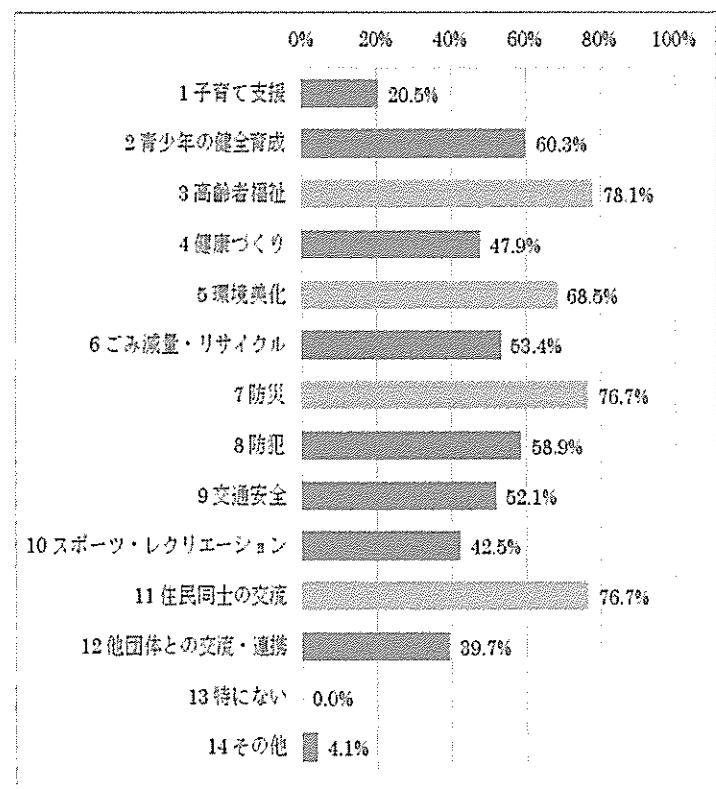
項目	集計	割合
1 住民交流活動	70	95.9%
2 防犯活動	63	86.3%
3 防災活動	57	78.1%
4 青少年育成事業	69	94.5%
5 高齢者福祉事業	60	82.2%
6 文化事業	27	37.0%
7 環境美化活動	67	91.8%
8 リサイクル活動	55	75.3%
9 体育事業	52	71.2%
10 広報活動	57	78.1%
11 慶弔活動	70	95.9%
12 その他	4	5.5%
回答町内会数	73	



文化事業（文化祭等）を除く活動・事業については、多くの町内会で行われています。

【問8】 積極的に取り組みたい町内会活動（複数回答可）

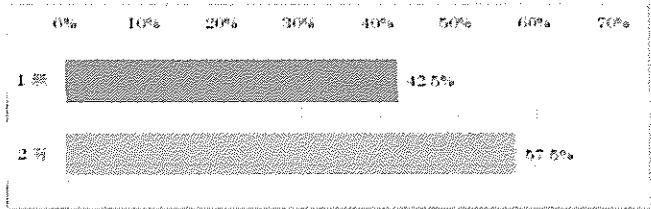
項目	集計	割合
1 子育て支援	15	20.5%
2 青少年の健全育成	44	60.3%
3 高齢者福祉	57	78.1%
4 健康づくり	35	47.9%
5 環境美化	50	68.5%
6 ごみ減量・リサイクル	39	53.4%
7 防災	56	76.7%
8 防犯	43	58.9%
9 交通安全	38	52.1%
10 スポーツ・レクリエーション	31	42.5%
11 住民同士の交流	56	76.7%
12 他団体との交流・連携	29	39.7%
13 特にない	0	0.0%
14 その他	3	4.1%
回答町内会数	73	



「高齢者福祉」、「環境美化」、「防災」、「住民同士の交流」が、50以上の町内会で積極的に取り組みたいと考えている町内会活動となっています。

【問9】 他団体と協力して行った事業の有無

項目	集計	割合
1 無	31	42.5%
2 有	42	57.5%
総計	73	100.0%

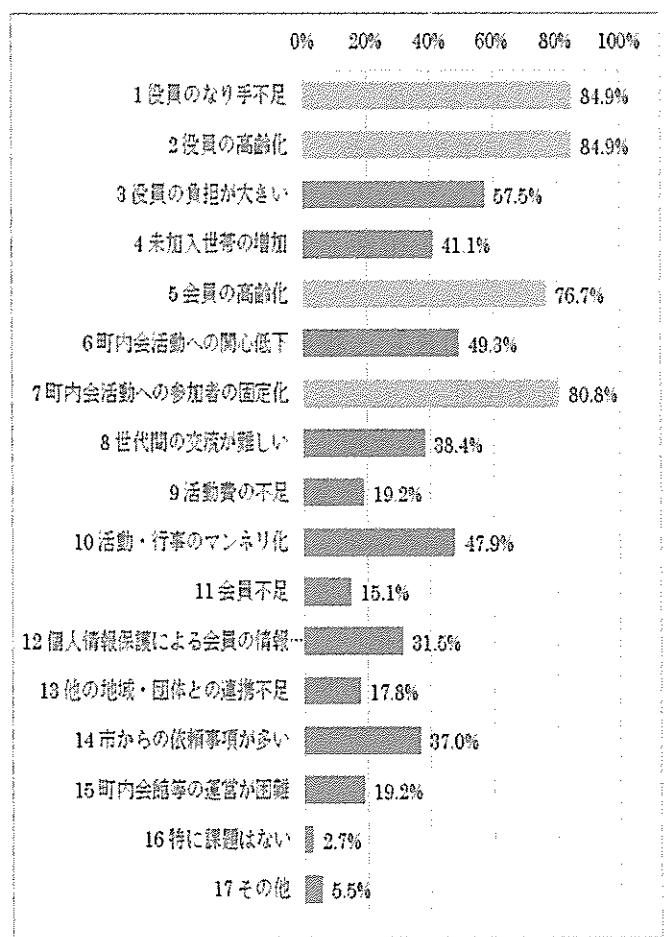


(有と回答した町内会の主な内容)

夏祭り(10件)、スポーツ大会(9件)、交通安全運動(4件)、海岸清掃(3件)、ふれあいサロン(3件)、まちかどミーティング(3件)、東日本大震災関連事業(2件)、敬老会、餅つき大会、新年交礼会、資源回収、ウォーキングラリーなどの回答がありました。

【問10】 町内会活動上の課題（複数回答可）

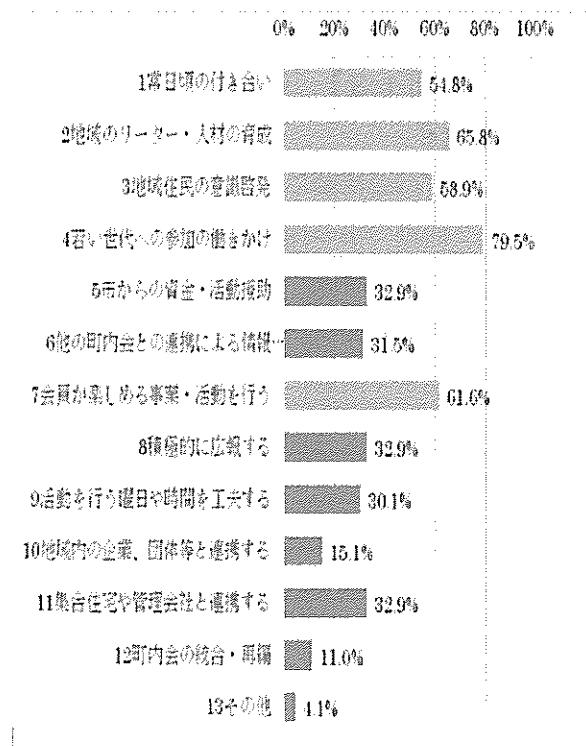
項目	集計	割合
1 役員のなり手不足	62	84.9%
2 役員の高齢化	62	84.9%
3 役員の負担が大きい	42	57.5%
4 未加入世帯の増加	30	41.1%
5 会員の高齢化	56	76.7%
6 町内会活動への関心低下	36	49.3%
7 町内会活動への参加者の固定化	59	80.8%
8 世代間の交流が難しい	28	38.4%
9 活動費の不足	14	19.2%
10 活動・行事のマンネリ化	35	47.9%
11 会員不足	11	15.1%
12 個人情報保護による会員の情報不足	23	31.5%
13 他の地域・団体との連携不足	13	17.8%
14 市からの依頼事項が多い	27	37.0%
15 町内会館等の運営が困難	14	19.2%
16 特に課題はない	2	2.7%
17 その他	4	5.5%
回答町内会数	73	



一番多かった回答は、「役員のなり手不足」と「役員の高齢化」が同じく62町内会、2番目が「町内会活動への参加者の固定化」で59町内会、3番目が「会員の高齢化」で56町内会となっています。

【問11】課題解決に必要なこと（複数回答可）

項目	集計	割合
1 常日頃の付き合い	40	54.8%
2 地域のリーダー・人材の育成	48	65.8%
3 地域住民の意識啓発	43	58.9%
4 若い世代への参加の働きかけ	58	79.5%
5 市からの資金・活動援助	24	32.9%
6 他の町内会との連携による情報共有	23	31.5%
7 会員が楽しめる事業・活動を行う	45	61.6%
8 積極的に広報する	24	32.9%
9 活動を行う曜日や時間を工夫する	22	30.1%
10 地域内の企業、団体等と連携する	11	15.1%
11 集合住宅や管理会社と連携する	24	32.9%
12 町内会の統合・再編	8	11.0%
13 その他	3	4.1%
回答町内会数	73	



一番多かった回答は、「若い世代への参加の働きかけ」で58町内会、2番目が「地域のリーダー・人材の育成」で48町内会、3番目が「会員が楽しめる事業・活動を行う」で45町内会となっています。

【問12】他の町内会では実施していないと思われる町内会独自の取組について

高齢者宅安否確認訪問、中学生との合同町内清掃行事、家族ラジオ体操、農業体験、子どもみこし、節分会、避難訓練、少年少女消防隊、除雪隊活動、美々川の草刈作業、10年ごとの記念誌発行、港まつり千人隊踊りパレード、蝦夷地開拓先駆者慰靈祭、高校生と市民おどりパレード参加、被災地小学生との交流会、螢の飼育・鑑賞会、遊歩道の花壇設置、芋掘りツアー、パークゴルフ大会、スケートリンク造成、神社参道ゴミ拾い、ゴミ箱の設置などの回答がありました。

【町内会の活動についての分析】

「今後、積極的に取り組みたい町内活動」として多かった回答は、「高齢者福祉」、「防災」、「住民同士の交流」がありました。高齢者福祉については町内会員の高齢化が進んでいることが考えられ、防災については東日本大震災の影響により防災意識が高まっていることが考えられます。また、住民同士の交流は、人と人との繋がりであったり、絆作りが重要であると多くの町内会が考えていることが推測されます。

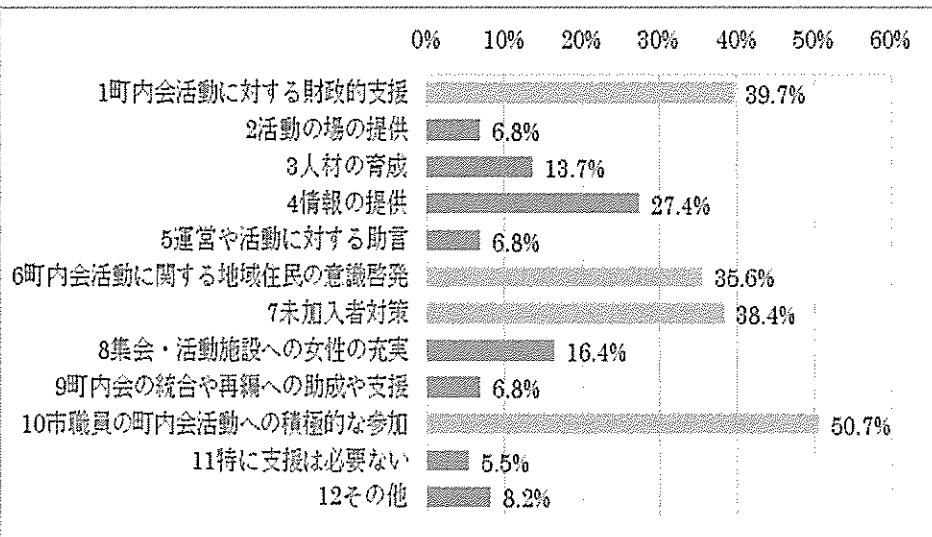
「課題解決に必要なこと」で多くの町内会が回答していたのが、若い世代への参加の働きかけが必要と回答していることからも、役員や会員の高齢化が深刻な問題になってきていることが考えられます。

(4) 市の施策について

【問13】 市から望む支援（3つまで選択可）

項目	集計	割合
1町内会活動に対する財政的支援	29	39.7%
2活動の場の提供	5	6.8%
3人材の育成	10	13.7%
4情報の提供	20	27.4%
5運営や活動に対する助言	5	6.8%
6町内会活動に関する地域住民の意識啓発	26	35.6%
7未加入者対策	28	38.4%
8集会・活動施設への女性の充実	12	16.4%
9町内会の統合や再編への助成や支援	5	6.8%
10市職員の町内会活動への積極的な参加	37	50.7%
11特に支援は必要ない	4	5.5%
12その他	6	8.2%
回答町内会数	73	

一番多かった回答は、「市職員の町内会活動への積極的な参加」で37町内会、2番目が「町内会活動に対する財政的支援」で29町内会、3番目が「未加入者対策」で28町内会となっています。

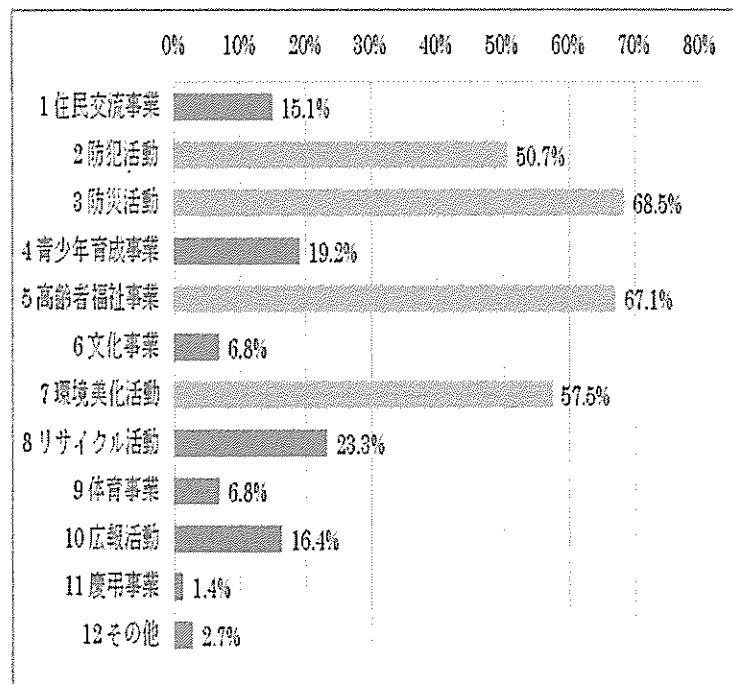


【問14】 今後、町内会（自治会）が実施したい市の業務について

道路整備（15件）、環境整備（11件）、空き家対策、買い物難民対策、防犯防災活動、除雪、水害対策などの回答がありました。

【問15】 市と協働で行った方がよいと思う活動・事業（5つまで選択可）

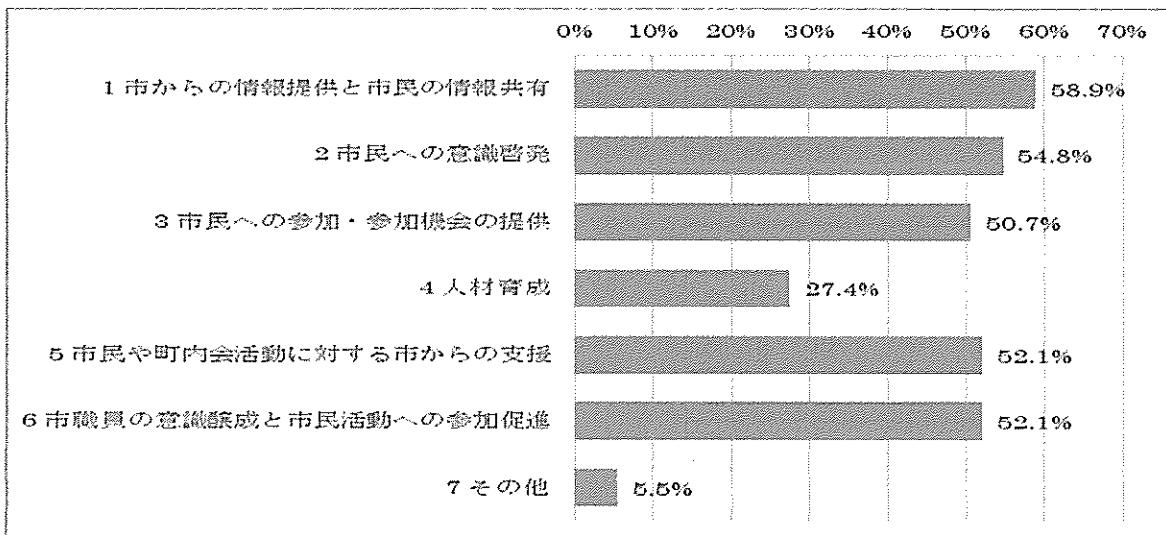
項目	集計	割合
1 住民交流事業	11	15.1%
2 防犯活動	37	50.7%
3 防災活動	50	68.5%
4 青少年育成事業	14	19.2%
5 高齢者福祉事業	49	67.1%
6 文化事業	5	6.8%
7 環境美化活動	42	57.5%
8 リサイクル活動	17	23.3%
9 体育事業	5	6.8%
10 広報活動	12	16.4%
11 慶弔事業	1	1.4%
12 その他	2	2.7%
回答町内会数	73	



市と協働して行った方がよいと思う活動・事業では、「防災活動」が50町内会、「高齢者福祉事業」が49町内会、「環境美化活動」が42町内会、「防犯活動」が、37町内会となっています。

【問16】 市民と市がまちづくりを進めるために必要な取組（複数回答可）

項目	集計	割合
1 市からの情報提供と市民の情報共有	43	58.9%
2 市民への意識啓発	40	54.8%
3 市民への参加・参加機会の提供	37	50.7%
4 人材育成	20	27.4%
5 市民や町内会活動に対する市からの支援	38	52.1%
6 市職員の意識醸成と市民活動への参加促進	38	52.1%
7 その他	4	5.5%
回答町内会数	73	



人材育成を除く全ての取組が、半数を超える町内会が必要と考えており、一番多かった回答は、「市からの情報提供と市民の情報共有」となっています。

【問17】 町内会（自治会）活動に関して、自由に記入してください。

- ・会員が減少してきている。
- ・市職員に町内会活動に参加してもらいたい。
- ・市から町内会への依頼が負担となっている。
- ・活動がマンネリ化してしまっている。
- ・町内の人間関係が深刻である。
- ・町内会活動の活性化について頭を悩ませている。
- ・非会員が町内会行事へ参加することが不満である。
- ・会員が減少している中で、町内会の在り方を市と協同で再考していくべき。
- ・町内会という言葉だけで拒否反応を起こす人もいる。
- ・町内会の存続が危ぶまれる中、各町内会で協力し合えるような体制を強化していくたい。もしくは、市にその仕掛け作りをしてほしい。

【市の施策についての分析】

市から望む支援で、「市職員の町内会活動への参加」は回答をいただいた町内会の半数が望んでおり、市職員の町内会活動への参加は、役員の人手不足の解消であったり、職員の持っている情報を町内会活動に活かせるといったことが、回答の多かった要因ではないかと考えられます。

町内会が実施したい市の業務については、環境整備、道路整備など、地域の住民が一番よく分かっているものは、自分たちで実施したいとの傾向が見られました。自由記入欄では、町内会を運営していく上で様々な課題や町内会に市が関わっていくことを望む記載が見られました。

2 職員研修会及び市民向けセミナーの開催結果

(1) 職員研修会「市民との協働のまちづくり」開催結果

日 時 平成27年11月16日（月）

場 所 職員会館304号室

出席者 53人

●講義・講演要旨

将来、社会構造が大きく変わり、地域・地方を取巻く財政状況は今以上に厳しくなるといった説明があった。そのような中、行政は、限られた財源でサービスを提供しなければならないため、しっかりと優先順位を決めてサービスを行っていく必要がある。

これからは、多岐にわたる行政需要に対応するため、「個人ができるることは個人が行い、できない部分を地域や民間が補完し、さらに地域や民間でできないことを公共が補完する」という補完性の原則により協働体制を確立する必要がある。また、住民意識が高まってくると市民が進化し、「信者＝ビリーバー」となるが、協働を進めるには、自分の地域に愛着を持ってくれる信者を増やしていくことが重要になる。

市民参加から行政・市民協働へと進んでいく初めの段階では、行政が保障した参加形態を通してまちづくりに参加するが、次の段階では、市民と行政が不足を補い課題解決のための準備から一緒に行っていく段階になる。さらに進むと「市民と行政の協働」だけでなく、「市民同士の協働」も出てくるようになるため、最も効果的な形で協働することが重要になる。また、協働を進めるには、市民・行政がそれぞれの役割を理解し協働に取り組むことが大切だが、市民のまちづくりに対する意識が低い場合は、意識向上を支援するという取り組みから始めなければならない。

市民のまちづくりの意識向上は、行政しかできないので、しっかりとその役割を理解して取り組んでいくことが重要になる。

●グループ討議の概要

テーマ～市民との協働の問題点と解決策について～

グループ討議では、市民側の問題点として市民ニーズの多様化、担い手不足、そもそも関心がない、コミュニケーションの希薄化、協働の仕方が分からぬなどの問題点が挙げられ、行政側の問題点としては、市民ニーズを把握していない、情報発信が弱い、協働を進める体制が整っていない、事故等が起こった場合の責任の所在、予算や人的な問題点が挙げられた。特に、情報共有や人材不足、協働を推進する体制の整備については、多くのグループで議論されていた。

解決策として情報共有では、既存の情報発信の強化や見直しを行い、効果的な広報を行うことや人事交流で情報共有を図る。また、意見交換会の場を設置し、参加した市民自身からの口コミによる情報発信などが挙げられた。

人材不足では、企業などの協力、市職員の積極的な町内会活動への参加、ワークショップや研修などによる人材育成が挙げられた。

協働を推進する体制の整備では、協働を担当する課の設置、市民（担い手）を市がしっかりとサポートするバックアップ体制の充実などが挙げられた。

●グループ討議の主な意見

問題点	
環境	協働をする場所がない 市民の意見を吸い上げる場所がない 協働を進めるための体制がない 職場の理解が必要
人材	役員が高齢化してきている 役員の担い手が不足している 協働を進めるためには、コーディネーターが必要 活動メンバーが固定化している
意識	面倒なので関わりたくない 住民同士のコミュニケーションが希薄化している 町内会に無関心 市民ニーズが多様化・複雑化している 自分のことしか考えていない 特に困っていることがない
情報	抱えている問題を知らない 住民は協働するために何をすればよいか分からず それぞれの得意分野を知らない 情報発信が弱い できること、できないことの説明不足 情報を発信しても伝わらない、見ていない。
予算・時間	予算が不足している 仕事が忙しくて時間がない
その他	魅力的なまちづくりのビジョンが見えない 事故・事件の責任を誰がとるのか 反対意見が出るとなかなか協働は進まない 住民に対しては、協力のお願いをしにくい

解決策	
環境整備	コミュニケーションをとれる場所を作る 市民協働課を設置する 担い手のバックアップ体制を充実させる ボランティア休暇を推進する
人材育成 人材確保	ワークショップや研修などによる人材育成を図る 市職員の町内会活動への積極的参加 地域の企業や各種団体などの協力を得る
情報発信 情報共有	人事交流をして情報共有を図る 話し合う場を多くして意見交換を行う 目的に合わせた効果的な広報を行う 既存の情報発信の強化や見直し 分かりやすい情報発信

●講師等からの講評等

市民との協働は、とても労力がかかり大変であるが、必要に迫られてやると今からしっかりと準備して進めていくのとでは、まちづくりに大きな格差が出る。市民の協働の意識を向上させることは、非常に難しいものであるが、ことあるごとに情報発信を行い、情報の見える化を通してしっかりと情報共有することで、市民との信頼関係を築き、市民を育てていくことが必要である。

(2) 苫小牧市協働のまちづくりセミナー開催結果

日 時 平成27年11月26日（木）
場 所 美術博物館 研修室A
出席者 43人

●講義・講演要旨

町内会活動の基本として、町内会活動を見るようにするというのが非常に大事である。役員の人たちが思っているより、一般の方から見ると町内会のことは意外と分かりづらい。実際に環境づくり、美化活動、防犯・防災活動など様々な活動をしていくことをしっかりと周知していくことで、住民も何をしているのか分かってくる。

これまでの公共は、行政が大部分を行ってきたが、新たな公共は、市民と行政の連携が必要になってくる。「もの」の豊かさから「心」の豊かさが求められ、市民ニーズが多様化・高度化し、行政だけでも市民だけでも解決できなくなってきた。そのため、多様な担い手によって協働が必要となり、それによってたらされたのが協働のまちづくりである。

今まで、行政が保障した参加形態を通してまちづくりに参加する市民参加という関わりだったが、今後は様々な地域課題の中で市民と行政がお互いの不足を補い、自立したパートナーとして課題解決に取り組む市民と行政の協働や町内会などの地域型組織、NPOなどのテーマ型組織、事業者が連携する市民相互の協働が必要となる。特に事業者と町内会が連携することで、事業所で働いている若い方の協力を得られるというメリットもある。

自律性の高いまちづくりは、まず、協働の必要性を認識することから始まる。まちづくりへの市民意識が高まることで、「これまでの公共」から「新しい公共」へシフトチェンジし、協働によるまちづくりが推進することで実現されるが、協働を進めるためには、市民・行政がそれぞれの役割を理解し協働に取り組むことが大切である。

●グループ討議の概要

テーマ～市民との協働の問題点と解決策について～

グループ討議では、町内会が抱えている問題点として、町内会行事への参加者不足、未加入者の問題（主にアパート入居者）、活動費の不足、町内会活動に対する無関心、役員の負担増、市から町内会への依頼が多い、住民同士のコミュニケーション不足など多くの問題点が挙げられていたが、特に役員の高齢化と担い手不足の問題については、すべてのグループで議論されており、一番大きな課題となっていた。

この役員の高齢化と担い手不足の問題の解決策としては、やはり若年層の取込が必要であるとの意見が挙げられた。そのためには、しっかりと町内会の活動を情報発信し、町内会活動の見える化が重要であり、インターネットなどのITを活用することが、

若年層の取込みには有効であるという発表があった。

町内会が抱える多くの問題については、例えば、未加入者の問題（主にアパート入居者）であれば、大家の協力を得るなどのように、町内会単独で解決するのではなく、市であったり、企業であったりと様々な団体と連携することが解決に繋がること。また、活動費の不足については、市からの財政的支援が必要との発表があった。

●グループ討議の主な意見

問題点	
人材	役員が高齢化してきている 役員の担い手が不足している 役員の負担が増加してきている 町内会行事などへの参加者不足や参加者が固定化している
未加入	特にアパートの未加入者が多い アパートは、短期間で転居することがある 若手の未加入が増えている
意識	住民同士のコミュニケーションが希薄化している 町内会に無関心（未加入でも特に困らない） 近所付き合いがめんどう 世代間の意識にギャップがある 個人の生活を優先する（住民連帯意識の低下）
情報	町内会が何をやっているか分からない 個人情報により必要な情報が得られない 他町内会との情報共有体制がない 若者のニーズを把握できていない
予算・時間	町内会活動を行う費用が不足している 夫婦共働きで町内会活動に参加する時間がない
行政	市役所からの依頼が多い 町内会活動に市職員の協力がない
その他	町内会会館の利用が減少している（葬儀の減少など） 寄附が多い（神社・共同募金など） 町内会連合会の協力が必要

解決策	
人材確保	子どもの行事を通じて親を取り込む 市職員の積極的な参加 地域の企業や各種団体などの協力を得る
未加入者対策	町内会加入のメリットを伝える 魅力のあるイベントを企画する アパート入居者に対しては、大家の協力を得る
情報発信 情報共有	ITやパソコンなどを活用する 市と町内会との話し合いの場を多くする 役員の負担をはっきり明示する 町内の個人情報のリスト化 情報発信を強化する 町内会同士の情報共有を図る ホームページを立ち上げる 町内会活動の効果的な広報を行う
予算	市役所からの財政的な支援
その他	役員への報酬 役員の負担を軽減する 町内会連合会の積極的な協力が必要 町内会館の利用促進を図る

●講師等からの講評等

すべてのグループで共通した課題となっていた扱い手不足の問題について、町内会への加入促進の取組を行うことは重要だが、オートロック式の小規模アパートで表札のないところへ転居されると加入はかなり困難である。そのため、市の協力を得て町内会の案内や加入の申出書を市の転入届けを行う窓口の周辺に設置し、転入時に加入しやすくなる取組を行うといった事例もある。

加入の取組に秘策はないが、勧誘の注意点としては、態度、姿勢、身振り、手振り、表情のほか、まず、相手の話を聞き、町内会の説明は最後にする。とにかく相手の話を聞くということが大事である。また、人には、貢献欲求があるので、町内会のメリットを伝えるのではなく、最後は、地域や町内会の役に立つために、加入してくださいというふうに勧誘することも効果的である。

町内会加入促進のモデル地区への 支援 結果報告書

平成29年3月30日

苫小牧市民自治推進会議

目次

はじめに	1
1 モデル地区の選定	2
2 町内会加入促進のモデル地区への支援結果.....	3
(1) 町内会のフェイスブックの開設及び情報更新の支援	
(2) QRコードを印刷した加入促進チラシの作成支援	
(3) 加入促進チラシの配布	
(4) 町内会役員の業務の見える化	
(5) 町内会フェイスブック意見交換会の実施	
(6) モデル地区の町内会役員等を対象とした町内会加入促進研修会の実施	
3 取組の効果	5
4 今後の課題	9
おわりに	11

【参考資料】

資料1 町内会フェイスブックページ開設キックオフ説明会で使用した資料 (抜粋)	15
・ 町内会フェイスブックの管理・更新について	
・ フェイスブック投稿の方法とルール	
資料2 モデル地区町内会加入促進チラシ	19
資料3 広報とまこまい10月号 (抜粋)	21
資料4 町内会年間業務 (第八区自治会スケジュール)	23
資料5 第八区自治会加入促進研修会で使用した資料 (抜粋)	27
・ 他都市における町会加入促進の取組事例	
資料6 市民生活課における町内会への支援	31

はじめに

大震災以降、町内会を始めとする地域における組織の重要性が改めて認識されていますが、全国的な傾向と同様に本市においても町内会加入率は減少傾向にあり、平成28年4月現在で、町内会加入率は、61%と10年前と比べると約11%減少しています。また、多くの町内会で共通している大きな課題として「役員の高齢化」や「担い手不足」があり、その解決策の一つとして若年層を町内会に取り込みたいと考えていますが、取り込みに苦慮している現状があります。

苫小牧市民自治推進会議では、平成27年度に町内会へのアンケート調査結果や町内会活動の事例研究、職員研修会及び市民向けセミナーの開催結果を基に、「市と町内会との協働について」をテーマとして議論を行い、主に若年層へ町内会の加入を働きかける具体的な取組について検討しました。その検討結果を踏まえ、選定したモデル地区に対して町内会加入促進の支援を行ってきました。

本報告書は、平成28年度において、苫小牧市民自治推進会議で行ってきた「町内会加入促進のモデル地区への支援」の取組結果をまとめたものです。本報告書が町内会活性化の一助となり、より一層、暮らしやすいまちづくりにつながることを期待しております。

平成29年3月30日
苫小牧市民自治推進会議
会長 谷岡 裕司

1 モデル地区の選定

モデル地区の選定については、まず、全町内会へモデル地区の募集案内を送付し、応募のあった5町内会と個別にヒアリングを行いました。ヒアリングにより応募の動機や町内会の現状などを確認するとともに、町内会の加入率などを総合的に判断し、「第八区自治会」をモデル地区に選定しました。

なお、応募のあった町内会と応募当時の加入状況は次のとおりです。

平成27年4月1日現在

応募町内会		第八区 自治会	一区 町内会	末広町 町内会	青雲 町内会	西町 親交会	全町内会
一戸建	加入	904	30	262	471	747	39,811
	未加入	93	9	20	22	36	3,632
アパート	加入	130	372	657		1,450	11,648
	未加入	1,565	532	334	158	293	23,933
店舗併用 住宅	加入	25	22	17		34	917
	未加入	12	1	12		5	159
事業所	加入	13	60	14		25	1,213
	未加入	32	67	1		4	1,264
合計	加入	1,072	484	950	471	2,256	53,589
	未加入	1,702	609	367	180	338	28,988
	総世帯数	2,774	1,093	1,317	651	2,594	82,577
	加入率	38.64%	44.28%	72.13%	72.35%	86.97%	64.90%

【第八区自治会の特徴】

世帯数が約2,800あり、町内会加入率は、約38%となっています。そのうち一戸建て世帯に限ると町内会加入率は、約90%と全市の一戸建て平均とほぼ同じとなっていますが、アパート世帯では、約8%と非常に低い加入率となっています。

本市における一戸建・アパート町内会加入率

平成28年4月1日現在

	加入	未加入	合計	加入率
一戸建	39,532世帯	4,367世帯	43,899世帯	90.05%
アパート	11,705世帯	24,130世帯	35,835世帯	32.66%

2 町内会加入促進のモデル地区への支援結果

(1) 町内会のフェイスブックの開設及び情報更新の支援

町内会のフェイスブックの開設を支援し、町内会活動の情報発信を行います。
また、開設後的情報更新など、フォローアップを行います。

(支援結果)

町内会フェイスブックページ開設キックオフ説明会を開催し、モデル地区の町内会フェイスブックページを開設しました。開設後は、町内会フェイスブックページにより町内会活動の様子を写真や動画とともに継続して情報発信が行われています。

- ・ 平成 28 年 3 月 町内会フェイスブックページ開設キックオフ説明会開催（資料 1）
(町内会加入促進のモデル地区に応募した全 5 町内会への出席要請 3 町内会出席)
- ・ 平成 28 年 4 月 モデル地区（第八区自治会）の町内会フェイスブックページ開設
(参考) 町内会フェイスブックページを開設している町内会は 9 町内会（平成 29 年 3 月末現在）

(2) QRコードを印刷した加入促進チラシの作成支援

主に若者の未加入者対策としてQRコードを入れた加入促進チラシの作成支援を行います。

(支援結果)

従来、町内会で活用していた加入案内のチラシをベースとして町内会フェイスブックページのQRコードを掲載した新たな加入案内のチラシを第八区自治会の担当者と協議し、作成しました。

- ・ 平成 28 年 5 月 町内会フェイスブックページのQRコードの作成
(自治会広報紙に掲載し、町内会フェイスブックページを周知しました。)
- ・ 平成 28 年 7 月 加入促進チラシの完成（資料 2）

(3) 加入促進チラシの配布

未加入者に対して加入促進チラシを配布し、町内会加入率の向上を図ります。

(支援結果)

町内会フェイスブックページのQRコードを掲載した加入促進チラシを緑町の一部地区（アパートを中心とした未加入世帯）に限定して、第八区自治会で試験的に先行配布しました。

- ・ 平成 28 年 9 月下旬～10 月下旬 緑町 1 丁目（約 320 世帯）への加入促進チラシの配布
- ・ 平成 28 年 6 月 モデル地区のフェイスブックページ記事を市フェイスブックページでシェア
- ・ 平成 28 年 10 月 町内会加入促進モデル地区の取組について市広報紙に掲載（資料 3）

(4) 町内会役員の業務の見える化

役員就任への負担・抵抗感の解消につなげるため、役職ごとの業務内容及び業務量を明らかにするための取組を進めます。

(支援結果)

各部ごとの年間スケジュール、主な業務内容が分かる一覧表を作成しました。（資料 4）

(5) 町内会フェイスブック意見交換会の実施

フェイスブックページによる効果的な情報発信につなげるため、町内会フェイスブックページの担当者による意見交換や交流を実施します。

(支援結果)

町内会フェイスブック意見交換会を開催し、町内会フェイスブックページについての意見交換を行いました。意見交換会により、町内会間の横の連携についても、つながりを深めることができました。

今後、町内会フェイスブックの開設を検討している 8 町内会も参加しました。

- ・ 平成 28 年 12 月 町内会フェイスブック担当者の意見交換会の実施（15 町内会参加）

(6) モデル地区の町内会役員等を対象とした町内会加入促進研修会の実施

モデル地区の町内会役員等を対象とした研修会を開催し、町内会未加入者問題など、町内会の課題を町内会全体の問題として捉えることができるよう、意識の向上を図ります。

(支援結果)

モデル地区の町内会役員等を対象とした研修会を開催しました。研修会により、町内会未加入者の問題など、町内会の課題に対する意識の向上を図ることができました。

- ・ 平成 29 年 2 月 第八区自治会加入促進研修会の実施（30 人参加）

3 取組の効果

① 町内会フェイスブックページの開設及び情報更新の支援

町内会活動を知る機会

取組前

- ▶ 「自治会だより」（会員にのみ配布）
- ▶ 町内会行事に参加

取組後

- ▶ 「自治会だより」（会員にのみ配布）
- ▶ 町内会行事に参加
- ▶ 町内会フェイスブック

町内会フェイスブックという新たな情報発信のツールを活用することで、町内会活動を知ることができた機会が増えました。モデル地区フェイスブックの閲覧者の人数は、投稿内容にもありますが、大きな町内会行事では200人以上、多いときには500人以上の閲覧がありました。また、閲覧者の約7割が44歳以下というデータから、町内会に取り込みたいと思っている比較的、若い層に対して町内会活動の見える化が進んだと考えています。

第八区自治会では、町内会活動をお知らせする「自治会だより」は、会員にのみ配布されていることから、町内会フェイスブックは、未加入者にも町内会活動をお知らせできる重要な情報発信のツールと言えます。また、既加入者を大切にするという観点からも、写真や動画を活用し、分かりやすく町内会活動をお知らせすることは、意味のあることだと考えます。

第八区自治会（北海道苫小牧市）さんがかべー海苔在販
しまじょ。
2023年1月5日

町内会加入促進例会が開催されました。講師は、札幌PHF小出田辰氏です。参加者30人。町内会は、自治体の下請け機関ではないとおっしゃっていました。

会員を増やすのは、地道で努力しかない。しかし、地域活性(町内活動等)、つまり誰かの役に立ちたいという意識は、自己満足よりも強みが大きい。この高齢は、水野に高めていると見ています。多くの人の心には、どこかにそういう気持ちが潜んでいるのではないか。それを引き出すのが役員の仕事かもしれません。

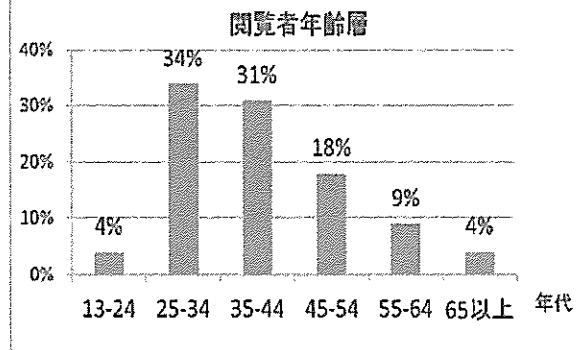


いいね！ コメントする シェアする

閲覧の多かった主な投稿

内容	閲覧者数	種別
市民踊り	504人	動画
ゼロごみの日(清掃活動)	469人	写真
清水小学校運動会	387人	動画
子ども盆踊り	378人	動画
盆踊り	259人	動画
子ども会の餅つき大会	250人	動画
老人クラブ新年会	210人	動画

閲覧者年齢層

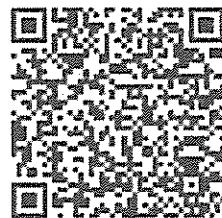


【モデル地区フェイスブックページ閲覧者データ】

② QRコードを載せた加入促進チラシの作成及び加入促進チラシの配布

チラシ作成に当たってのポイント

- ▶ 必要な情報を簡潔に記載
- ▶ 文字だけでなく、町内会活動の写真も活用
- ▶ QRコードを掲載
- ▶ 入会手続きのお問い合わせ先を明示



【第八区自治会フェイスブックQRコード】

加入促進チラシの作成に当たっては、文字を詰め込みすぎないように、チラシを見たときの第一印象を大切にしました。まずは、QRコードから町内会フェイスブックページにつなげてもらうことに重点を置きました。

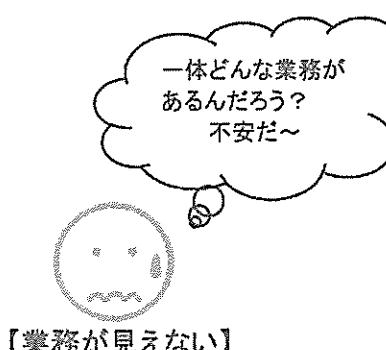
加入促進チラシの配布は、一部の地区で未加入者を対象として、主にアパートの入居者約320世帯に先行配布を行い、配布した加入促進チラシにより実際に1人の加入がありました。

町内会への加入という点では、大きな効果を得ることはできませんでしたが、加入をいただいた方は、「町内会に加入したいと思っていたが、誰に加入の申し込みをすればいいか分からなかった。」との理由だったことから、同じ理由で未加入となっている人が潜在的にいる可能性もあります。

人数は少ないと推測されますが、こういった人たちに確実に町内会に加入してもらうことも、町内会加入率の向上には大切であり、今後、残りの地区にも加入促進チラシを配布していくことが必要と考えています。

③ 町内会役員の業務の見える化

各部ごとの年間スケジュールと主な業務内容が分かる一覧表を作成し、各部の業務の見える化が図られました。この業務の見える化により、役員就任への負担・抵抗感の解消につながったかについては、現時点での効果を把握することはできませんが、新たに役員が就任する際には、業務を明らかにすることが不安の軽減につながるものと考えています。



【業務が見えない】



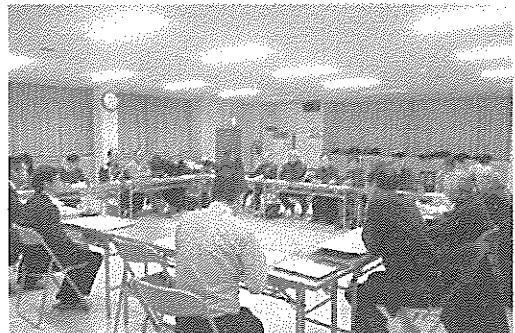
【業務が見える】

④ 町内会フェイスブック担当者の意見交換会

参加町内会

- ▶ 町内会フェイスブック開設町内会……7町内会（9人）
- ▶ 町内会フェイスブック未開設町内会……8町内会（14人）

意見交換会では、他町内会のフェイスブック担当者と意見交換をすることで、情報共有が図られるとともに、新たな視点、気づきを得ることができます。今後の町内会フェイスブック運営の参考になったものと考えています。また、意見交換会に参加した町内会からは、「今度は、自分たちで意見交換会をやりませんか。」といったお話をいただくなど、町内会間の横の連携が深まる契機になつたものと考えています。



【意見交換会の様子】

意見交換会の事前アンケート

(1) 町内会フェイスブックの主なメリット

- ▶ 印刷と配布の手間が掛からず、印刷コストも掛からない。
- ▶ 町内会行事の実施結果を写真や動画を使用し、分かりやすくお知らせできる。
- ▶ コメントや「いいね！」の機能を通じた、双方向のコミュニケーションが可能。
- ▶ 更新作業が比較的、簡単なため、気軽に素早く情報発信できる。

(2) 町内会フェイスブックの主なデメリット

- ▶ フェイスブックになじみがないとなかなか見てもらえない。
- ▶ インターネットを通じたツールを好まない人もいる。
- ▶ 写真や動画の投稿は、個人情報に気を使う。
- ▶ 町内会フェイスブック担当者個人の感想などが掲載される可能性がある。

意見交換会での意見

- ▶ 町内会フェイスブックは、気軽にやる、楽しんでやるということが大事。
- ▶ 町内会フェイスブックをどう活かしていくのかは、町内会自身の考え方だと思う。
- ▶ 写真や動画の掲載には、プライバシーに配慮する必要があると感じる。
- ▶ 情報共有が大切なので、今回のような意見交換の場がたくさんあるといい。
- ▶ 町内会行事だけでなく、自分の住んでいる地域の情報も発信していきたい。
- ▶ 地域の活性化には、フェイスブックなどITの活用が必要だと思っている。
- ▶ 他町内会のフェイスブックを見ることで、自分の町内会の参考になった。

⑤ モデル地区の町内会役員等を対象とした町内会加入促進研修会

日 時 平成29年2月21日（金）午後6時30分～午後7時45分
会 場 第八区総合福祉センター
参加人数 30名
講 師 小山田 剛 氏（有限会社朝日田コーポレーションアカデミー事業部長）

研修会は、町内会活動の基本から、他市町内会の事例紹介、町内会加入の勧誘方法のポイントなど幅広い内容で実施されました。研修終了後のアンケート結果では、参加者から、研修会の内容を参考に町内会加入促進の取組を行っていきたいなど、前向きな意見が多く見られ、町内会の課題に対する意識の向上が図られたものと考えています。



【研修会の様子】

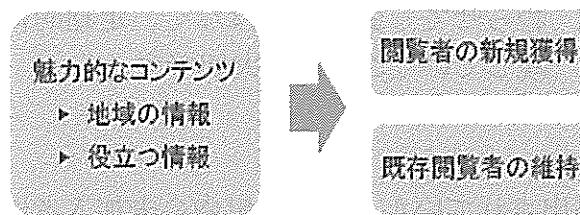
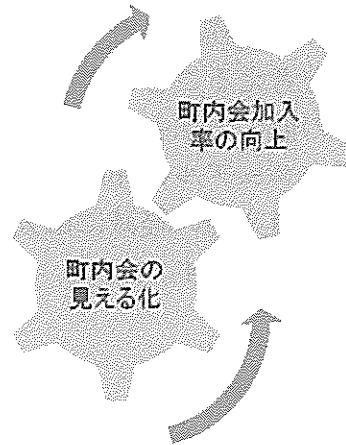
研修会アンケート

- ▶ 町内会加入率の向上には、地道な活動を続けることが大切ということが分かった。
- ▶ 町内会活動を充実させるには、新しい取組が必要だと思った。
- ▶ 未加入問題の解決には、子どもの頃からの教育が必要だと感じた。
- ▶ 今回の研修会を今後の町内会活動に活かしていきたい。
- ▶ 町内会に未加入の人人に今回の話しを聞いてほしかった。
- ▶ 町内会加入の勧誘には、まず、「聞く」ことが大事だと分かった。
- ▶ 町内会活動を円滑に行うために、住人の情報を把握する方法が必要だと思う。

4 今後の課題

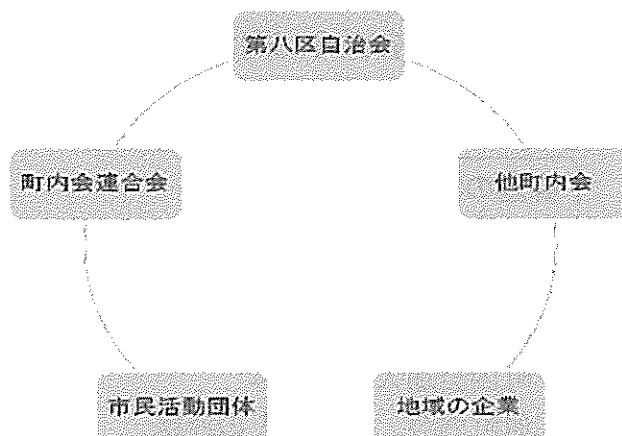
町内会フェイスブックという新たな情報発信ツールの活用や、QRコードを掲載した加入促進チラシの配布により、町内会活動の見える化については、一定程度、効果があったものと考えています。しかし、町内会加入率の向上については、大きな効果を得ることができませんでした。今後は、「町内会の見える化」とともに、「町内会加入率の向上」につなげていく方策が必要と考えます。

今回、先行配布をしていない地区への加入促進チラシの配布も大切ですが、例えば町内会フェイスブックを利用した町内会加入の申込みを検討していくことも考えられます。また、町内会の見える化を更に進めていくために、町内会フェイスブックの閲覧者を増やしていくことや、既存の閲覧者に飽きられないために、町内会フェイスブックの魅力的なコンテンツを考えていく必要があります。



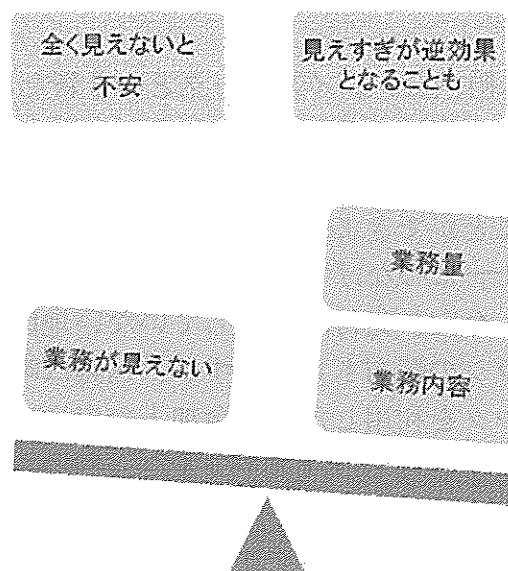
町内会フェイスブックの意見交換会でも意見が出たように、町内会行事だけの情報発信ではマンネリ化してしまうため、町内会行事にとらわれず、地域の様々な情報や、その地域に住んでいる人の役に立つ情報をお知らせすることも効果的と考えられます。

町内会フェイスブックは、町内会の見える化を進めるだけではなく、他町内会、他団体との連携が可能なツールにもなることから、自分たちの町内会だけに留まるのではなく、今後は、町内会フェイスブックを活用し、他町内会、他団体などと広くつながりを持つということも今後必要と考えられます。



町内会役員の業務の見える化については、年間スケジュールを作成したことで、各部の業務内容の見える化に、一定程度、寄与したものと考えていますが、非常に多くの活動を行っている場合は、業務の見える化をしそぎることで逆に役員の引き受けてがいなくなってしまう可能性があります。そのため、業務の見える化については、バランスを考えることも必要です。

その他の方法として、役職ごとの役員引継ぎマニュアルの作成をするといったことも、役員業務の軽減には効果的ではないかと考えられます。



意見交換会や研修会により、情報共有、意識向上を図ることができたものと考えていますが、このような機会を一度で終わらせてしまうのではなく、定期的に継続していくことが、大切です。

研修会については、アンケートでも意見が出されていたとおり、町内会未加入者に参加してもらうことが大切だと考えています。町内会未加入者に参加してもらうことで、町内会に関心を持つてもらい、町内会のことを理解してもらうことが町内会加入率の向上につながるものと考えます。しかし、町内会未加入者に参加してもらうこと自体が難しいものと考えられますので、参加してもらうための工夫を考えていくことが必要となります。

課題の主なポイント

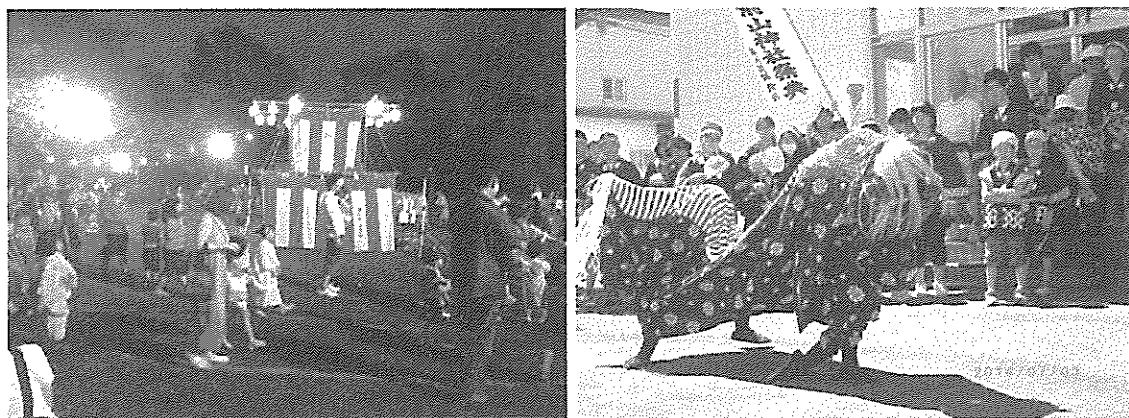
- ▶ 町内会フェイスブックの魅力あるコンテンツ
- ▶ 町内会フェイスブックの更なる活用
 - ・町内会加入の申込み
 - ・他町内会、他団体との連携
- ▶ 町内会役員業務の適度な見える化
- ▶ 継続した意見交換会による情報共有
- ▶ 研修会への未加入者の参加

おわりに

広くインターネットの環境が普及し、SNSを活用した情報発信は、今や重要な情報発信のツールとなっています。そのような中、今回、町内会加入促進のモデル地区への支援として、町内会フェイスブックという新たな情報発信のツールが増えたことについては、大変意義があったものと考えています。また、町内会加入促進のモデル地区への支援を開始する前は、町内会フェイスブックを開設していた町内会は2町内会しかありませんでしたが、支援の開始後は、モデル地区を含め9町内会に増えるなど、他町内会にも広がるといった動きも見られ、町内会全体としてもよい効果がありました。

一方、町内会フェイスブックによる町内会活動の見える化が、直ちに町内会の加入につながるものではありません。「町内会加入率の向上に特効薬はない。」ということは、よく言われていますが、町内会未加入の課題をはじめとして、町内会の抱えている課題の解決には、地道な取り組みを継続して行っていくことが重要だということが今回の取組で明らかになりました。

今回の取組は、町内会が主体となって行う取組を市と市民自治推進会議がサポートする形で行ってきました。町内会の課題は、町内会自身が自分たちの手で解決していくという意識が大切だということを、今回の取組においても再認識できたことに非常に大きな意味があったものと考えています。



【モデル地区フェイスブックページから】

【参考資料】

資料1 町内会フェイスブックページ開設キックオフ説明会で使用した資料（抜粋）

- ・町内会フェイスブックの管理・更新について
- ・フェイスブック投稿の方法とルール

資料2 モデル地区町内会加入促進チラシ

資料3 広報とまこまい10月号（抜粋）

資料4 町内会年間業務（第八区自治会スケジュール）

資料5 第八区自治会加入促進研修会で使用した資料（抜粋）

- ・他都市における町会加入促進の取組事例

資料6 市民生活課における町内会への支援

町内会フェイスブックの管理・更新について

平成28年3月28日 市民自治推進課

1 町内会におけるフェイスブックページの管理について

町内会フェイスブックの開設後、更新作業が発生します。町内会における更新体制（フェイスブック管理者となる担当者）について、あらかじめ決定しておいてください。

町内会における担当者1人による管理も機械操作上は可能ですが、記事の継続的な更新や管理体制を考えた場合には、複数人による管理者体制が望ましいことから、町内会において更新作業に携われる管理者の確保をお願いします。

なお、当面、フェイスブックの管理が軌道に乗るまでの間、市職員も各町内会のフェイスブック管理者として登録することを予定しています。ページを公開した場合は、御連絡をお願いします。

2 画像データ、動画データについて

写真、動画については、フェイスブックページの印象を大きく左右します。

魅力的なコンテンツとなるように地区内の代表的な写真（建物、風景、お祭り、町内会長写真、町内会館等）を掲載してください。

お祭りの動画等も有効なツールです。

3 掲載記事、掲載内容（材料）について

フェイスブックについては、情報発信が重要となります。週1回程度の更新（目標）が望ましいものと考えておりますが、スタート時においては発信する情報の選択に苦慮することもあると思います。

更新記事の材料としては、「年間行事スケジュール」の確認や、町内会で作成している「会報誌」の記事、町内会から町内の皆様に「発信したいこと」、「役員の活動内容」や「町内会活動への思い」などが考えられます。

（例文（案））

○○町内会（苫小牧市）のフェイスブックページを開設しました。

今後、町内会の情報を発信していきます。

4月○○日に、○○町総合福祉会館において、
平成○○年度町内会定期総会を午後6時から開催します。
当日は会議資料をお持ちください。
御町内の皆様の参加をお待ちしております。

4 フェイスブックページ開設のお知らせについて

フェイスブックを開設した旨については、町内の会報誌等により町内の皆様にお知らせすることが望ましいと考えていますので、御一考をお願いします。

また、会報誌等への記事掲載に併せて、フェイスブック管理者を会報誌等により募集することも方法の一つです。

5 町内会加入促進に向けたメッセージボタンの管理について

初期設定では「メッセージボタン」を配置していませんが、町内会への加入促進につなげていく取組として、町内における体制が整い次第、フェイスブックページ内の「メッセージ」を受け付けることについても検討をお願いします。

加入の申込があった場合の対応や、町内会に対する意見等が寄せられることが想定されます。意見等への対応についても、町内会内部での検討をお願いします。

※ メッセージボタンの配置の他にも、加入のための連絡先（電話番号、メールアドレス、連絡先担当者氏名等）の表示についても検討が必要となります。

フェイスブック投稿の方法とルール

1. たくさんの人情報が伝わるために

- ・FB ページへの購読者（いいね！）を増やしましょう。
- ・各投稿への、いいね！・シェア・タグ・コメントを獲得していきましょう。
また、FB と HP、会報など他の媒体を組み合わせて、効果的に情報を届けましょう。

2. 投稿の注意点

① 楽しくてわかりやすい、シンプルな文章

- ・FB では、町内会、自治会のソフトな部分をアピールできるように心がけましょう。
- ・情報の詰め込みすぎに注意して、興味のある人は HP などに誘導しましょう。
- ・質問形式の文章は、コメントを呼び込むことができます。

② 写真で伝える

- ・写真は一目見て、いかに記事の内容が伝わってくるかがポイントです。
- ・投稿者などが登場することで、親近感のある情報を届けることができます。
- ・さらに、市民の方が登場することで、関係ある方などの閲覧者が増えます。
- ・イベントなどの様子を発信し、さらに多くの市民を呼び込むことができます。

③ 適切なタイミング

- ・募集やイベントの告知は、最適な時期に行いましょう。
- ・過度な連続投稿は逆効果になります。（投稿が集中する時期（連休前など）は、調整できるものは時期をずらすなど FB としてバランスのよい投稿を心がけましょう。）

④ HP や会報などへ誘導

- ・FB を情報の入口に、HP や会報、民間の情報誌を着地点にしましょう。

⑤ 投稿する写真やポスターについては、著作権などに十分気をつけましょう。

- ・個人特定の恐れがある場合には、ことわりを行ってから撮影しましょう。
- ・周囲に撮影を行っていることがわかるような状況で撮影しましょう。
(腕章の装着など)

3. 投稿後

- ・投稿は、数日間コメントがくる可能性があるので定期的に確認してください。
- ・FB の特性上、早めの対応が理想的です。（特に苦情や質問）

こんにちは 第八区自治会です！

(第八区自治会は、緑町、木場町、春日町の一部を範囲とする自治会です。)

自治会(町内会)って？

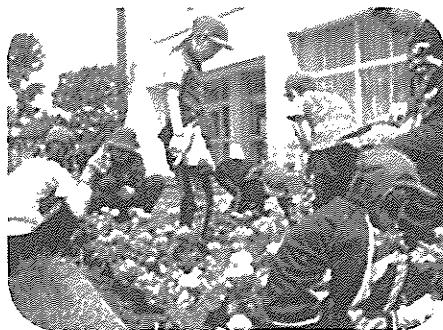
自治会は、地域住民の連帯感を基盤として、親睦・青少年の健全育成・保健福祉の向上などをはかり、明るく住みよい町づくりをめざした、地域すべての住民を対象とした組織です。第八区自治会は、昭和24年1月に発足した自治会です。

自治会ってどんなことをしているの？

交通事故等から住民を守るために防犯活動、定期清掃や花壇作りなどの環境美化活動、こども神輿など他にも様々な行事を企画し、親睦を図りながら、地域の皆さんのために活動しています。



(防犯活動)



(環境美化)



(子ども神輿)

フェイスブックを開設しました！

第八区自治会では、多くの方に町内会活動を知ってもらうためにフェイスブックで情報発信を行っています。ぜひご覧ください！
「いいね！」をお願いします！

<https://www.facebook.com/tomakomai.daihachikujichikai/>



会費はどのくらい？

自治会の活動は、皆さんからの自治会費などの収入で支えられています。会費は一世帯あたり、月額200円（年額2,400円）です。班長さんが収納にお伺いします。

自治会への協力をお願いします！

地域を快適で住みよくするための活動は、地域に住む皆さんの協力が必要です。しかし、近年は町内会加入率の低下や町内会活動の参加者不足、役員の高齢化・担い手不足といった問題を抱えています。多くの方に自治会に加入していただき、住みよいまちづくりにご協力をお願いします。

第八区自治会入会申込書

申込日：平成 年 月 日

住所	(〒 - - -)		
連絡先	電 話	携帯	
ふりがな 氏 名		年齢	性別
			男・女

入会の手続きやお問い合わせについては、下記の役員又は班長さんまで

副会長

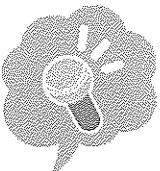
氏 名 ●● ●●

連絡先 ●●町●丁目●●番●●号 TEL●●-●●●●●

班 長

氏 名 ●● ●●

連絡先 ●●町●丁目●●番●●号 TEL●●-●●●●●



モデル地区の方にお話を聞きました



第八区自治会
総務部長 重光貢さん

ともう一人の担当者で更新作業を行っています
少ししつづけ、「いいねー」をして
くれる人も増えてきて、更新作業も楽し
くさせてもらっています。少しでも多くの
人がフェイスブックを見て、町内会のこと
を知つてもらえばと思つています

第八区自治会は、世帯数が約2千戸世
帯と多く、そのうちアパートは約60%を
占めており、アパート入居者の町内会加入
率が特に低い現状です。「何とかした
い」と思つていたところ、市からのモデ
ル地区募集のお知らせを見て、町内会の
加入促進につながればと思い応募しまし
た

昔と比べると役員が高齢化してきて、
町内会活動を行うことが年々大変になつ
てきていると感じています。若い人たち
の中には、町内会に加入するメリットが
ないと思つている方もあると思いますが、
地域の防犯や環境美化など、町内会で行
つている活動で、知らない間に恩恵を
受けているということもあります。また、
地震などの自然災害が起つたときには、
町内会が中心となつて地域の人たちで助
け合つていくことが大切で、若い人たち
の力が必要不可欠です。ぜひ、加入して
いただき、一緒に町内会活動を盛り上げ
ていきましょう！

フェイスブックを使ったことがなかつ
たので最初は不安でしたが、市の方で説
明会をしてもらつたので、特に問題なく
開設できました。フェイスブックは、思
つていたより操作しやすく、現在は、私

第八区自治会
フェイスブックは
こちらから
QRコード

第八区自治会のほか、町内会（自治会）でフェイスブックを開設していますのでご覧ください。QRコードより一覧の図に移動します

町内会への加入などのお問い合わせは、各町内会または市民生活課 図(32)6303

フェイスブックを開設している町内会（自治会）など	
・ウトナイ町内会	・新開明野元町内会
・末広町総合福祉会館	・拓勇西町内会
・拓勇東町内会	・西町親交会
・花園町内会	

広報とまこまいは、誰もが見やすいよ
うに、ユニバーサルデザインフォントを
使用して作成しています。また、植物油
インキ、古紙100%再生紙を使用し、環
境に配慮しています。

Fontworks
UD FRONT R100
古紙ハルフ古事記100%再生紙を使用

「創る喜び・遊ぶ楽しみ」をテーマに、
第29回紙フェスティバルが開催されました。
作品展示やペーパークラフトなどの制作コ
ーナー、展示ホールのおはけやしきなどが行
われ、「紙のまち」ならではのイベントで
見て、遊んで、まさに紙尽くしの一日。書
道パフォーマンスでは、第一筆を大切に
力強く描かれる作品に、大きな拍手が起
りました。



「紙フェスティバル」

表紙から

アイコンの見方
■ 詳細 ■ 電話番号
■ ホームページアドレス

町内会年間業務（上期）

担当	4月	5月	6月	7月	8月	9月
定例会の開催 定期収員会の開催（原則8日） 総務部	定期会の開催 定期収員会の開催（原則8日） 群長会議の開催	定期会の開催 定期収員会の開催（原則8日） 定例会の開催（原則8日）	定期会の開催 定期収員会の開催（原則8日） 定例会の開催（原則8日）	定期会の開催 定期収員会の開催（原則8日） 定期会の開催（原則8日）	定期会の開催 定期収員会の開催（原則8日） 定期会の開催（原則8日）	定期会の開催 定期収員会の開催（原則8日） 定期会の開催（原則8日）
前年度下期会計監査 会計部	日赤募金集約				赤い羽根募金集約	
管理部						
新入学児交通安全指導 (10日間) 安全部	地域安全運動実施 高校生自転車指導 新入学児交通安全映画教室 春の交通安全運動参加	鉄北地区交通安全旗の渡運動 「無事故の日」街頭啓発実施 第八区ふるさと祭・ 友愛みこし協力	フェリーターミナル 水際大作戦	夏の交通安全運動参加	私の交通安全運動参加	
春の町内一斉清掃 福祉厚生部	独り暮らしの方との昼食会	ふるさと祭りに式典部 として参加	登校時交通指導		独り暮らしの方との昼食会	
ふれあいサロン実施 (第3水曜日)	ふれあいサロン実施 (第3水曜日)	ふれあいサロン実施 (第3水曜日)	ふれあいサロン実施 (第3水曜日)	ふれあいサロン実施 (第3水曜日)	ふれあいサロン実施 (第3水曜日)	

町内会年間業務（下期）

町内会年間業務（上期）

担当	4月	5月	6月	7月	8月	9月
施設部						
婦人部	資源物回収 陽明園ボランティア活動 (第3火曜日)	資源物回収 陽明園ボランティア活動 (第3火曜日)	資源物回収 陽明園ボランティア活動 (第3火曜日)	資源物回収 陽明園ボランティア活動 (第3火曜日)	資源物回収 陽明園ボランティア活動 (第3火曜日)	資源物回収 陽明園ボランティア活動 (第3火曜日)
青少年対策部	子ども会の安全会 加入名簿作成 新田お世話役交流会・ 部会議開催	第八区ふるさと祭り 協力・参加 友愛みこし巡回協力・参加 第八区ふるさと祭り協力・参加・協力 子ども会バス研修旅行 (いも掘り)	第八区ふるさと祭り 協力・参加 友愛みこし巡回協力・参加 第八区ふるさと盆踊り大会	第八区ふるさと祭り 「市民おどり」参加・協力 第八区ふるさと盆踊り大会	第八区ふるさと盆踊り大会	
文化体育部	中央北地区スポーツ フェスティバル運営委員会	中央北地区スポーツフェス パークゴルフ大会 第八区ふるさと祭り 協力・参加 友愛みこし巡回協力・参加	中央北地区スポーツフェス パークゴルフ大会 第八区ふるさと祭り 協力・参加 友愛みこし巡回協力・参加	第八区ふるさと盆踊り大会		

町内会年間業務（下期）

担当	10月	11月	12月	1月	2月	3月	随時
施設部							街路灯保守点検修理
婦人部							
	資源物回収	資源物回収	資源物回収	資源物回収	資源物回収	資源物回収	婦人部会議適宜開催
	陽明園ボランティア活動 (第3火曜日)	陽明園ボランティア活動 (第3火曜日)	陽明園ボランティア活動 (第3火曜日)	陽明園ボランティア活動 (第3火曜日)	陽明園ボランティア活動 (第3火曜日)	陽明園ボランティア活動 (第3火曜日)	
	赤い羽根結婚基金協力	オムツ縫いと寄附					
第八区センター	フェスティバル協力・参加						
青少年対策部	第八区センター フェスティバル協力・参加	子ビも会もちつき大会	スケートまつり町内会 交流競技会参加	苦子連新年交流会参加	苦子連新年交流会参加	苦子連新年交流会 (毎月1回定期受賞会)	部会議適宜開催
				苦子連芸術祭作品展示募集			
文化体育背部	第八区センター フェスティバル協力・参加	中央北地区スポーツフェス フロアカーリング	スケートまつり町内会 交流競技会参加予定	中央北地区スポーツ フェスティバル運営委員会	部会議適宜開催		
	中央北地区スポーツ フェスティバル実行委員会						

他都市における町会加入促進の取組事例

1. 町会加入促進に向けた取組の体系

町会加入促進に向けた取組は次のような体系に整理できます。

	取組
(1) 転入者の加入促進	・住宅建設段階での加入促進
	・住宅契約段階での加入促進
	・市役所での手続段階での加入促進
	・住宅入居後の段階での加入促進
(2) 未加入者の加入促進	・未加入者の加入促進
(3) 町会未結成エリアにおける結成促進	・既存町会エリアの拡大と町会新設
(4) 町会加入の継続促進	・継続加入のメリットの見える化
	・高齢世帯への対応
(5) その他	・町会加入促進計画の策定など

2. 他都市における取組事例

他都市における取組事例は次の通りです。

(1) 転入者の加入促進

①住宅建設段階での加入促進

取組名称（自治体等）	取組概要
マンションにおける町会加入促進のための手引きを作成 (仙台市・仙台市連合町会会长会)	仙台市は、マンションにおける町会加入促進のため、「地域コミュニティ形成に向けた取組の手引き」を作成。マンション管理の基本やマンション建設の流れを説明した上で、建設前・建設中・完成後における働きかけ方を紹介。また、既存マンションへの働きかけ方を説明。
高松市中高層建築物の建築に関する指導要綱を改正し、建築主の責務として加入促進を位置づけ (高松市)	高松市は、中高層建築物の建築に関する指導要綱を改正し、共同住宅の建築主の責務として、当該共同住宅入居者の自治会への加入促進に努めるものとする内容を盛り込んだ。
集合住宅コミュニティ条例を制定し、集合住宅のコミュニティ担当者」の届出制度を導入 (金沢市)	金沢市は、集合住宅におけるコミュニティ組織の形成を促進するための条例を制定。集合住宅の住民、町会その他の地域団体、事業者、市が協力しコミュニティを育む環境をつくる。新たに 15 戸以上の集合住宅を建築する際には「集合住宅のコミュニティ担当者」の届出をすることとなっている。

②住宅契約段階での加入促進

取組名称（自治体等）	取組概要
地域と宅建業界が連携し単身者の加入を促進 (横浜市港北区宅建防犯協会)	港北区宅建防犯協会は、港北防犯協会、港北警察署、港北区役所と連携し、賃貸独身者専用ワンルームが多い地区の連合町内会と協力して賃貸オーナーに町内会費を払ってもらう仕組みを導入。町内会費は防犯灯の拡充に充てる。
県宅地建物取引業界と連携し加入促進 (横浜市旭区)	旭区は、県宅地建物取引業界と連携し、会員の不動産会社が管理する物件の新規契約時や更新時に加入を促す仕組みを導入。
不動産協会、宅地建物取引業協会界と連携し加入促進 (青梅市自治連合会)	青梅市自治連合会は、社団法人全日本不動産協会東京都本部多摩西支部、社団法人東京都宅地建物取引業協会西多摩支部と協定を締結。自治会加入促進チラシの加盟店舗での掲示と、来店者への配布を協力。
宅建協会と連携し加入促進 (岩見沢市町会連合会)	岩見沢市町会連合会は、岩見沢地方宅建協会と「町会・自治会加入促進に関する協定書」を締結。不動産仲介契約時などに「町会・自治会加入申込書」の配布を行い、町会連合会などでFAX等で申込みを受け付け、その情報を該当町会へ取り次ぐ体制づくりを行い、加入手続きを簡素化する。

③市役所での手続段階での加入促進

取組名称（自治体）	取組概要
区役所に自治会・町内会加入の「案内ブース」を設置 (横浜市都筑区)	都築区では、転入世帯の急増時期（3月25日～4月1日）に、区役所に自治会・町内会加入の「案内ブース」を設置し、転入手続きを来られた方を対象に加入促進活動を実施。リーフレットや自治会・町内会入会届（ハガキ）を配布。
市役所に「自治会加入・結成案内コーナー」を設置 (高松市)	高松市は、転入などに伴い来庁者が増加する時期に合わせて「自治会加入・結成案内コーナー」を設置し、訪れた市民さんに自治会活動の紹介やスムーズな加入を呼びかけた。
区役所に町会加入を受け付けるボックスを設置 (横浜市青葉区)	青葉区は、加入の手間を減らすため、区役所内に町会加入の申し込みを受け付けるボックスを設置。転入者に自治会町内会の案内書と加入申込書を手渡す。
町民参加条例に基づき、転入手続きの際に町会加入を確認 (長野県高森町)	高森町は、町民が、自治基盤である常会・区等への加入をとめることを基本理念とする町民参加条例を制定。指導要綱に基づき、転入手続き等の際に町会加入の確認書の提出を求めている。

④住宅入居後の段階での加入促進

取組名称（自治体等）	取組概要
加入促進パンフレットの作成 (相模原市中和田自治会)	中和田自治会（相模原市）は、低下する加入率に歯止めをかけるため自治会加入を促すパンフレットを作成。自治会役員だけでなく、未加入者や退会者を交えた会議を重ねた。
集合住宅入居者向け町会・自治会加入促進パンフレットを発行 (新宿区町会連合会)	新宿区町会連合会は、マンションなどの集合住宅入居者の町会・自治会加入率を上げるためにパンフレットを作成した。災害時の「一時集合場所」を、マンション住民が町会・自治会に聞いてから記入する欄を設けたり、入会申込書を設けるなどの工夫をした。
町内会・自治会加入促進マニュアルを作成 (室蘭市連合町会協議会・室蘭市)	室蘭市連合町会協議会と室蘭市は、町会加入を促進していくためにマニュアルを作成した。町会加入の呼びかけ方の手順を説明するとともに、想定される質問への回答例や加入促進に成功した取組事例を示している。
住所から自治会を検索できるホームページを設置 (横浜市都筑区)	都築区は、区役所ホームページにおいて、住所から自治会を検索できるページを設置している。
電子メールによる入会申し込みを受け付け (横浜市都筑区)	都築区は、区役所ホームページで「自治会・町内会」入会届を配布し、電子メールで加入申し込みを受け付けている。区役所から当該自治会長・町内会長に提出し、自治会長・町内会長から加入申込者に連絡が入る仕組み。

(2) 未加入者の加入促進

①未加入者の加入促進

取組名称（自治体等）	取組概要
母子手帳の交付時にリーフレットを配布 (横浜市都築区)	都築区では、こども家庭支援課と連携し、母子手帳交付時(年間2,600件程度)にリーフレットを配布している。
外国語版の加入促進チラシを作成 (広島市)	広島市では、外国人世帯における町会加入を促進するため、6ヶ国語(韓国・朝鮮語、中国語、英語、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語)の加入促進チラシを作成している。
公務員の加入促進 (釧路市・昭和自治会)	昭和自治会では、市連町や行政が一丸となって加入呼びかけに取り組んだことで、道職員などの公務員の入会により、加入率が上昇した。

(3) 町会未結成エリアにおける結成促進

①既存町会エリアの拡大と町会新設

取組名称（自治体）	取組概要
マンション管理組合の理事会を対象に出前講座を開催 (広島市)	広島市は、地域からの要請により、マンション管理組合の理事会の方々を対象に、町会等の意義や役割を市職員が説明する出前講座を開催している。

(4) 町会加入の継続促進

①継続加入のメリットの見える化

取組名称（自治体等）	取組概要
自治連合会会員に割引特典 (相模原市自治連合会)	相模原市自治連合会（約13万世帯）は、若い人を中心に「自治会離れ」が進んでいることから、宿泊施設、遊園地・レジャー施設、葬祭店を会員が利用すると料金が割引になる厚生制度を導入している。

②高齢世帯への対応

取組名称（自治体等）	取組概要
後期高齢者世帯の役員を免除 (厚木市森の里5丁目自治会)	厚木市の森の里5丁目自治会は、会則において、後期高齢者世帯または役員会の承認を得た会員を役員及び班長任務の一部もしくは全てを免除する規定を設けている。

(5) その他

①加入促進計画の策定、条例の制定等

取組名称（自治体）	取組概要
町会加入促進のための行動計画の作成 (旭川市市民委員会連絡協議会)	旭川市市民委員会連絡協議会は、町内会未加入者問題を検討テーマとして検討委員会を設置し、加入促進施策を検討するとともに、町会加入促進チラシの見本などを作成した。

市民生活課における町内会への支援

1 町内会連合会事務局の行政内部への移転

- (1) 町連や単位町内会と顔の見える関係を築く中で、課題の共有や解決に向けた取組が可能となっています。
- (2) 関係団体との連携に向けた取組が強化されています。

2 市民に向けた加入促進キャンペーンの実施

- (1) 転出入時期（3月下旬～4月上旬）に町内会を紹介する臨時窓口を庁舎1階フロアに設置し、同時に単位町内会の会報展を実施し、その後本市への転入者に対し、住民課窓口で、町内会担当窓口の紹介リーフレットを配布しています。
さらに、各地域のコミセン祭りなどにおいても会報展を継続的に実施しています。
- (2) 本市の春の訪れを伝える「緑ヶ丘公園まつり」において、町連と連携し加入促進用に作成したリーフレットやポケットティッシュを配布し、啓発活動を行っています。

3 市職員への情報発信と理解

- (1) 部長会議や代表課長会議において町内会活動への理解と協力を求めています。
- (2) 庁内電子掲示板により、全職員に対し町内会の現状や役割とあわせ施策実施における町内会の協力体制などについて周知を行っています。
- (3) 市職員に対し、町内会活動に関する意識調査を行っています。

4 町内会の理解に向けて

- (1) 町連との共催により、単位町内会が活用するポスターやリーフレットを作成し、配付しています。
- (2) 町連との共催による研修会や意見交換会などを通し、課題の認識強化を図っています。

- (3) 新たな時代認識の中における町内会運営や加入促進の取組みについて理解をお願いしています。
- (4) 行政運営や協働のまちづくりに向けた行政施策への理解をお願いしています。

5 共同住宅への入居者対策

- (1) 関係団体に対する協力要請
 - ・ 地域問題の一つになっている空き家対策とあわせ、町内会活動に対する理解、協力をお願いしています。
- (2) 個別オーナーの理解
 - ・ オートロックマンションなどにおける啓発活動や加入促進活動について理解、協力をお願いしています。
 - ・ オーナー（所有者、管理人）に対し、役員等への就任要請を行っています。
- (3) 入居者自身の理解
 - ・ 啓発活動が可能な共同住宅には、単位町内会の協力を得てポスターの掲示やリーフレット配布を行っています。
 - ・ 共同住宅の入居者に向けたリーフレットやノベルティーグッズなどの制作を検討しています。